更ニ一八五七年「メートル」法ヲ制定シタルガ民間ニアリテハ依然舊法ヲ用フル向アリ、各地方及物品ニヨリ標準ヲ異ニス

距離

一「レグア」　六、六六六「ヴアーラ」　五、五七二七三粁
一　〃　六〇〇〇　〃　五、〇一五四
一　〃　五〇〇　〃　四、一七九五五
一「ヴアーラ」　三「ピエー」　〇、八三五九一
一「ピエー」　〇、二七九

面積

一平方「レグア」　三五一五、四五九八平方米
一「フアネガーダ」　六九、八七四五

一平方「ヴアーラ」　〇、六九八七四五
一平方「ピエー」　七、七六三六六

液量

一「カルガ」　十六「ガロン」　五六「リットル」
一「ガロン」　五「ボテーリヤ」　三〃　五〇
一「ボテーリヤ」　〇、〃　七〇

穀量

一「カイース」　（十二「フアネガ」）　一、四〇九「リットル」　八九
一「フアネガ」　（百二十「アルムー」）　一一七〃　四九
一「アルム」　（四「クワルテイーヤ」）　〇、〃　九七九一
一「クワルテイーア」　〇、〃　二四四七

重量		米噸
一「トネラーダ」	二千「キンタル」	〇、九二〇一八四
一「キンタル」	四「アローバ」	四六、瓩〇〇九三
一「アローバ」	二五「リブラ」	一一、瓩五〇二三
一「リブラ」	十六「オンサ」	〇、瓩四六〇〇
一「オンサ」	十六「アダルメ」	二八、瓦七五六
一「アダルメ」		一、瓦七九七
一「グラーノ」		〇、瓦〇四九九

第一次調査

ヰアア（英、國、帝

英領ギヤナ

(一) 同地ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

從來支那人、土耳古人ニシテ入國シ、小賣業、行商ニ從事スル者アリシ

シテ今ニ至ル迄亞細亞人入國ニ關シテハ何等禁止的法令ノ制定セラレタ

ルコトナシ。

(ロ) 取扱上　可

日本人ニシテ未タ入國シタル者無キモ、人種的偏見ナク奴隸制廢止後

ハ主トシテ極東移民ヲ歡迎スル傾向ナリ。

(二) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民　不可

從來經濟的發展ハ勞力不足ノ爲メ大ニ妨ゲラレタリ。殊ニ農業方面ニ於

テ甚シク爲メニ多數ノ移住者アリタルモ未タ充分ナラズ。目下資源開發及產業上勞力ノ必要大ナルモノアレド勞働賃銀ハ一般ニ低廉ニシテ日本人トシテハ勞働ヲ以テ發展スルコトハ甚ダ困難ナリ。

勞働賃銀ハ

草取人	一日	〇、二五弗乃至〇、五弗
大工ペンキ職工	一日	一弗二五仙乃至二弗二五仙
波埠場人夫	一日	二弗二五仙乃至二弗五〇仙
作業時間係	一日	二弗二五仙乃至二弗五〇仙
家庭奉公人男	一ヶ月	一二弗乃至一五弗
〃 女	〃	六弗乃至一〇弗
自働車運轉手	一ヶ月	二五弗乃至三〇弗

(ロ) 個人企業　可

外國人身分ニ關スル法令ニ依レバ各種ノ動產不動產ハ總テノ點ニ於テ英國人同樣取得スルコトヲ得

砂金及ダイヤモンドノ採取利權ハ借地契約（期間九十九箇年）又ハ土地購入ニ依ツテ之ヲ得。

(ハ) 法人企業　可

法人ノ設立及運用ニ關シテハ內外人ヲ區別スルコトナシ。

然レ共現今英米ノ資本流入シ有望ナラズ。

附錄

貨幣　便貨ハ英米兩國ノモノヲ通用スレドモ米國金貨ヲ以テ法貨トス

紙幣ハ一、二、五、二〇、一〇〇弗紙幣アリテ一、二弗紙幣ハ政府發行ノ他ハ銀行券ナリ

尙物價ハ弗及ビ仙ニテ表ハサル

度量衡

尺度　吋、　呎、　碼、　哩

容量　ガロン（二升五合二勺餘）パインド（三合一勺餘）。。。。。液量

クオート（四分ノ一ガロン）プッシエル（八ガロン）。。。。。乾物量

重量　グレトン（一瓩七毛餘）

オンス（常衡。。。七匁五分六厘）（金衡。。。八匁二分九厘）ポンド

蘭領ギヤナ

(一)　同地ニ於ケル入國狀況

(イ)　制度上　可

勞力不足ノ同地モ於テハ開拓ノ爲メ現在ノ英領ノ如ク各國人ニ開放シ移民ノ誘入ニ努メツツアリ。從前各國移民ノ入國ハ自由ナリ。

(ロ)　取扱上　可

移民ノ入國ハ實際上何等ノ障碍無キモ、現在人口十一萬三千人ノ內最モ多キハ印度人ニシテ英領東印度人之ニ次ギ、蘭領東印度ヨリノ移民モ其ノ數多ク和蘭人及其他ノ白人ハ比較的少數ナリ。支那人ハ千數百人ナルガ日本移民ハ未ダ到來シタルコトナシ。

(二)　入國後ニ　ケル狀況

(イ) 勞働移民　不可

甘蔗、珈琲、バナナ等ノ栽培ニ從事スル勞働者トシテハ已ニ熱帶勞働ニ慣レタルアフリカネグロ、英領東印度人、蘭領東印度人及支那苦力等ハ適當ニシテ其數モ多ク又相當ノ成績ヲ收メ居レリ。

然レ共白人及日本人ハ勞働ヲ以テシテハ、生活程度低キ是等ノ土人トハ到底競爭スルコト能ハズ

(ロ) 個人企業　可

領内ニ於テハ内外人ノ別ナク信教及個人ノ活動ハ凡テ自由ナリ

土地ノ所有ハ勿論諸種ノ產業ニ從事スルコトヲ得

(ハ) 法人企業　可

法人ノ設立及其ノ運用ニ關シテハ内外人ヲ區別スルコトナシ

附

貨幣制度ハ本國ニ同ジ

一フロリン（銀貨）又ハ一グルデン（銀貨）ハ一志八片ニ當ル

十二フロリンハ一ポンドニ當ル

度量衡ハメートル法使用サル

然シフレミツシユエル（二七吋八分ノ一）モ使用サル

レユニツシユエル（一二吋八分ノ三）

(一) 同地ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

同地ハ曾テ罪人流刑地タリシ所ニシテ、其後アフリカ土人及東印度人ヲ誘入シ、勞働ニ從事セシメタルモ、勞働力ノ欠乏ハ依然タルヲ以テ外國移民ノ誘入ニツイテハ極力努メ居レリ。

(ロ) 取扱上　可

旅券ト健康證明書ヲ所持スル者ハ入國差支ナシ

(二) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民　不可

從來アフリカネグロ東印度人ジャバ人支那苦力等ノ移民ハ誘入セラレタリ。日本移民勿論入國可能ナルモ未ダ到來シタルコトナシ。

白人ハ土人ノ指導者タリ得レ共、炎天下ニ於ケル原野ノ勞働ニハ適セズ。

此ノ地ニ於ケル勞働可適者ハ東印度人、アフリカネグロ、ジャバ人等ノ熱帶土人ニシテ殊ニ東印度人ハ最モ卓越セリ。

日本人モ白人ト同樣酷熱多雨ニシテ且ツ勞賃至廉ノ當地ニ於テハ勞働者トシテ發展スルコト甚ダ困難ト思ハル。

(ロ) 個人企業　可

權利ノ享有ニ關シテハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外、內外人凡テ平等ナリ

(ハ) 法人企業　可

外國人ニシテ法人タル組織ノ營業ヲ爲スハ自由ナリ

個人及ビ佛蘭西法ニヨッテ設立セラレタル會社ハ行政廳ノ許可ヲ得テ

讀物ノ諸査及探掘ヲ爲スヲ得

附

貨幣制度ハ佛本國ニ同ジ

一フラン（約三十八錢）

一サンチーム（百分ノ一フラン）

度量衡ハメートル法使用サル

一メートル（三尺三寸）

一アレア（一畝〇〇八三）

一ヘクタレア（一町〇〇八三）

一リトロ（五合五勺）

別紙各項目ニ關スル詳細

「コロンビア」共和國ノ部

（十六年二月）　ヰルソン

「コロンビア」共和國

(一) 全國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

自由移民、契約移民及植民ノ入國法規上可ナリ

(參照)

入移民及外國人ニ關スル一九二〇年法律第四八號

第一條　「コロンビア」國ノ領土ハ本法ニ規定スル除外例(後出)ヲ除キ

凡ユル外國人ニ對シテ開放セラル

入移民及農業植民地ニ關スル一九二二年法律第一一四號

第一條　入移民ヲ分チテ左ノ二種トス

a、勞働者又ハ日傭勞働者トシテ入國スル者

d、技藝又ハ商工企業ノ目的ヲ以テ入國スル者

全第八條　日雇勞働者、技藝人、商工業者、農業者及教員トシテ共和國ニ移住スル者ニシテ年齢六十歳未滿、身元、素行及能力ヲ證明スル者ハ凡テ之ヲ移民ト認ム

備考　右第八條ニ依リ移民ト認メタル者ニ對シテ各種ノ特典ヲ規定シアルモ實際上未タ施行セラルヽニ至ラズ

但シ入移民及外國人ニ關スル一九二〇年法律第四八號第七條ノ除外例左記諸項中ノ執レカニ該當スル外國人ハ共和國領域内ニ入ルコトヲ禁ズ

a、肺結核、癩病、「トラホーム」及其他檢疫所ニ於テ收容取扱ヲ爲サヽル傳染病又ハ重症患者

但シ發疹熱 ――(Hydrosa eruptivae) ……ノ如キ種類ノ重患、傳染病ニ犯サレタルモノハ費用當人負擔ノ下ニ檢疫所ニ收容スヘシ

B、精神病患者又ハ神經痲痺症、慢性酒精中毒症、運動失調症、癲癇、白痴患者等

C、[illegible]ノ右患者ト雖モ健康家族ノ同伴ノ下ニ入國スルモノハ差支ナシ

d、[illegible]人、娼妓

e、共[illegible]ハ國法ニ對スル反抗ヲ煽動、教示又ハ實行スルモノ、暴力ヲ以テ政府ヲ倒壞セント企ツルモノ無政府主義者、共產主義者及重キ破廉恥罪ノ刑ヲ受ケタルモノ。

(ロ)　取扱上　可

A、契約移民

B、無資本自由移民　不可

農業其他一般産業、

農業其他一般産業小規模ニシテ外國勞働者ノ需要少ク國内勞働者ヲ以テ充分足リ居ル現狀ナレバナリ

C、有支能無資本移民　可

D、直接的農業移民　可

e、企業　可

但シ一九二二年法律第一一四號所定ノ移民中ハ「勞働者又ハ日傭勞働者トシテ入國スル者」ニ該當スルモノニ對シテハ渡航運賃ノ外ニ「コロンビア」海港上陸後ニ要スル諸費用ニ充ツルタメ金二百「ペソ」（邦貨約四百圓）ヲ所持スルニ非ザレバ旅券ノ査證ヲ行ハズ尤モ豫メ「コロンビア」國内ニ設ケラレタル會社又ハ其他ト契約シ其ノ就職ニ就キ確實ナル保證アル者及「コロンビア」國内ニ住スル四等親以内ノ親緣者ノ呼寄ニ依リ其ノ業務補助ノ爲メニ渡來セントスル者ハ此ノ限リニ在ラズ

(二) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民ノ内

(A) 純然タル勞働移民　不可

(B) 無資力自由移民　不可

入國ニハ何等支障ナキヤノミナラズ寧ロ一般ニ對日感情頗ル良好ナルモ當國ノ現狀ハ經濟的ニ未ダ發達シ居ラズ外國勞働者ヲ使用スルノ適當ナル事業資金乏シク從テ之等ヲ誘入スルニ足ルヘキ農場、工場等存セス小農業企業ノ集合體トモ云フヘキ狀態ニ在リ

勞働賃銀殊ニ農業勞働賃銀甚低廉ニシテ農業適地タル「ヴアリエ○デ○カウカ」（「カウカ」原野）方面ニ於ケル農業勞働者ノ普通賃銀ニ見ルモ男

子ハ八十仙、女子ハ六十仙、兒童ハ四十仙前後ナルヲ普通トシ一弗ノ勞銀ヲ得ルモノハ所謂小頭級ヲ除クノ外稀ナリ。又「サンタ。マルタ」地方ニ於ケル「ユナイテッド。フルーツ。カムパニー」ノ「バナナ」耕地及附近一帶ノ両種耕地ニ於ケル日給勞働者ノ賃銀ハ普通トスルモ斯クノ如キハ農業勞働賃銀トシテ最上ノ部類ニ屬シ[illegible]勞働者ノ賃銀ハ既述ノ「ヴアリエ。デ。カウカ」ト同等又ハ以下ト見サル可カラズ。加之一般土人ノ勞銀低廉ナル半面其ノ生活程度著シク劣悪ニシテ本邦勞働移民ニハ到底之レト同樣ノ生活ヲ營ムコト不可能ナリ。假リニ日給[illegible]ハシムルトシテ單獨移民ノ場合少クトモ生活費一人當リ一ヶ月二十五弗位家族移民ノ場合同シク一人當リ一ヶ月二十五弗前後ト見ルヲ要シ一ヶ月ノ勞働日數ヲ二十二日トシ勞銀ヲ特ニ一弗二十仙ト見做スモ其所得ハ一弗六十

弗四十仙ニ過ギザルノミナラズ勞働者ノ供給比較的潤澤ニシテ普通賃銀ヲ以テスレバ勞働者ノ募集極メテ容易ニシテ毫モ支障ヲ來サヾル現狀ナレバ純然タル勞働移民並無資力自由移民ハ見込殆ンド無シ

之ニ反シテ

(C) 有技能無資本移民　可

但シ身体强健ニシテ志操堅固少クトモ西語ノ基礎的素養ヲ有シ且到着後數ヶ月分ノ生活準備金（大体三百弗乃至六百弗位）ヲ携帶シ自動車、農用及道路工事用「トラクター」等ノ運轉及修理組立各種機械類ノ組立製造鍛治工木工等ノ實際的技術ヲ有スルヲ可トス

(ニ) 個人企業　可

小企業家トシテ又ハ植民的農業者トシテノ個人企業亦モ可ナリ。

外國人ノ土地所有ニ關シテハ一般ニ之ヲ互惠的基礎ノ上ニ置クヲ以テ外國人ハ其ノ本國カ哥倫比亞國民ニ許與スルト同一ノ權利ヲ享有スルコトヲ得ヘク且同國ニ於テハ不動產ト動產トヲ區別セズ（憲法第十一條、第二十條）但シ條約中ニ特別ノ規定アルトキハ之ニ準據スルモノトス（同上）

尙同國ハ外國政府ニ土地所有權ヲ讓渡スルコトヲ禁止セリ（一八六六年法律第二號第一條）

イ、國有未墾地ノ總面積九千六百萬町歩ト概算セラレ之ガ處分法トシテ國庫法第四十六條ニ左ノ規定アリ

a、公債支拂ノ代用トシテ

b、耕作者ニ對スル拂下

c、公共事業補助ノタメ

d、本國庫法實施以前ニ於テ發行セラレタル國有未墾地拂下債券ノ償還ニ充ツルタメ

e、國、縣、郡ノ公用地トシテ利用スルタメ

f、法律ノ定ムル特定ノ目的ノタメ

ロ、國有未墾地拂下ノ制限

a、縣、大管區及小管區ニ於ケル國有未墾地ノ拂下ハ同一ノ自然人又ハ法人共ニ千五百「ヘクタール」ヲ限度トシ農用地構成ノタメニスルモノハ一千「ヘクタール」ヲ限度トス（一九二〇年法律第八五條第一條）

b、國有未墾地ニ住シ家屋ヲ築造シ「カカオ」、珈琲、甘蔗其他ノ多年生產物又ハ麥、玉蜀黍、米其他ノ栽培ヲ行フモノニ對シテハ耕作地ノ外ニ其ノ三倍ノ面積ノ土地ヲ無償、獲得ノ權利ヲ有ス。但シ如何ナル場合ト雖

モ其合計面積一千「ヘクタール」ヲ超ユルコトヲ得ス（一九二〇年法律第八五號第三條）

c、公道沿線ノ土地ハ同一ノ自然人又ハ法人ニ對シテ幅員二千五百米以上ニ亘リ拂下スルコトヲ得ス（國庫法第五〇條）

一、國有未墾地ニ於ケル牧畜

a、前項a、參照

b、農作物栽培ニ代フルニ牧用地トセル場合ハ左記ノ規定ニ據リ夫々權利ヲ附與ス（國庫法第六七條）

(イ)占有セル地域ガ人工牧草地タルカ然ラザル場合ト雖モ伐材、運河、溝渠等加工跡ヲ認メ得ルモノニ限リ接續地ヲ附與ス

(ロ)占有地ニ於テ家畜ノ逓拔ヲ防止シ得ル確實且恒久的牧柵ヲ廻セル場合ハ讀占有地ヲ無償下附ス、但シ其面積二千五百「ヘクタール」ヲ超ユル、ヲ得ス

(ハ)以上ノ施設ヲ爲サヾル牧畜ニ對シテハ公共其他附近在住農耕者ノ利益ヲ害セサル場合ニ限リ當該占有地區ノ使用ヲ許可セラル

c、國有未墾地ニ於ケル耕作者ノ施設ハ鑛山ニ關スル規定及公共用務上法律ニヨリ又ハ政府ニヨリ定メラルヘキ規定ノ適用ヲ受ク（國庫法第六八號）

一、國有未墾地內ノ鑛脈發見

國有未墾地ノ下附ヲ受ケタル者其ノ地區內ニ鑛脈ヲ發見シタルトキハ鑛業法及當該道府法律ノ規定ニ據リ採掘許可ノ優先權ヲ獲得シ且他ノ耕作者ノ既得權ヲ侵害セサル場合ニ限リ隣接地五百「ヘクタール」迄ノ交付

ヲ受ケルコトヲ得（國庫法第八四條）

一、國有未墾地ニ於ケル山林

國有未墾地内ノ山林ハ國有財産ニ關スル規定ニヨリ政府ノ管轄ニ屬ス。

但シ之カ租借ハ左ノ規定ニ據ル（國庫法第九九條）

A、左記要項記載ノ願書ヲ當該所在地郡會ニ提出スルコト。當該地ノ地名（若シ地名アラバ）位置、境界、面積、土地ノ狀況卽チ公共用務ニ供スヘキノ地アリヤ鑛山施設アリヤ或ハ農耕地アリヤ否ヤ等ノ事實

B、郡會ハ村長及書記ヲシテ出願者附近ノ地理ヲ熟知スル證人二名ヲ帶同モシメ現地ヲ臨檢セシム（シ

C、適當ト認メタルトキハ郡會ハ所定ノ手續（國庫法第七〇條乃至第七五條）ニヨリ之ヲ所轄省ニ移牒ス（シ

(ハ) 法人企業　可

土人所有ニ關シテハ前項個人ノ場合ニ準ズ

一、國有未墾地拂下ノ取消

交附ヲ受ケタル後十年以内ニ於テ少クトモ全地域中三分ノ二ヲ牧用地トスルカ又ハ五分ノ一ヲ農耕地トスルニ非サレハ該交附ヲ取消サルモノトス（一九二〇年法律第八五號第二條）

一、國有未墾地拂下稅金

國有未墾地ノ拂下ハ審査ノ結果認可ノ場合ハ出願人ニ對シ認可證ヲ交付ス。認可證ハ其儘地券證書トシテ有效ナルモノニシテ出願人ハ該證書ニ對シ左ノ稅率ニヨリ印紙ノ貼符ヲ要ス（一九一二年法律第一一〇號）

二十以上百「ヘクタール」未滿　一〇「ペソ」
百以上一千「ヘクタール」未滿　三〇「ペソ」
各一千「ヘクタール」及其端數毎ニ　五〇「ペソ」

「國有未墾地拂下申請手續

國有未墾地拂下ヲ申請セントスルトキハ適法ナル三名ノ證人ヲ介シテ所定ノ事項ヲ記載セル覺書ヲ作成シ之ヲ當該所在地郡裁判所ヘ提出スルモノトス

要之邦人ハ「コロンビア」國ニ於テ土地所有權ヲ享受シ得ルモ未在留日本人中土地ヲ所有スルモノナク僅カニ登録セルモノアルニ過ギザルモ一般ノ狀況ヲ問クニ地券確實ニシテ土地價貴、貸借上ノ登記制度備ハリ屢々伯國其他ニ見ル如キ紛擾ハ未タ殆ト其例ナシ

土地賣買乃至貸借上ノ契約書、證書類ノ作製ハ公定用紙ヲ用ヒ文字ハ手書セズ必ス「タイプライター」ニ據ルヘク不動產移轉登記手數料ハ極メテ低廉ニシテ凡テ印紙貼符ノ方法ニヨリテ之ヲ納ム。

「コロンビア」農業抵當銀行ハ既墾農地ニ對シ金融ヲ行フモノナルニツキ實際貸付ヲ行ヒツヽアル諸所地ニ對スル同行ノ評價左ノ如シ。但シ此ノ評價ハ實際ノ賣買値段ト相當異ヘキハ當然ナルモ參考ノ一助トナシ得

「エル、ヴアリエ」縣

バルミラ　鐵道及「バルミラ＝ブラデーラ」道路ヨリ近ク一「フアネガータ」（我約六反五畝歩）十九弗五十仙乃至六十八弗

セリート　條件右同樣約八拾弗以上

ユンボー　條件右同樣約百弗迄

ブラデーラ　條件右同樣二百八十弗迄

グワカリー　條件略右同樣百十三弗乃至百三十六弗

（但シ鐵道ヨリ約五基米ヲ距ツ）

ブガラグランデ　條件右同樣九十八弗以上

カンデラリア　鐵道ヨリ十二基米ヲ距ツ、六十三弗迄

「マダレナ」縣

アラカタカ　「サンタ、マルタ」鐵道ヨリ近ク開墾地ニシテ「バナ、」栽培ニ適ス。但シ未タ「バナ、」ノ植付ヲ爲サヽルモノ。五十弗迄

同地點既ニ「バナ、」植付ヲ終リタルモノ　百弗迄

以上同行カ實際賃付セル土地ニ付評價シタル價格トス。

「カウカ」原野方面ニツキテ觀ルニ同原野ノ中心都市タル「カリ」市近郊ハ最高價ニシテ同市ヨリ北方「バルミラ」、「ブカ」「ツルアー」方面ニ掛ケテ一等地ハ既墾地ナラハ一「フアネガーダ」（我約六反五畝歩）百弗ヲ下ラズ未墾地ハ大約七十乃至八十弗ト見ルヘク「ツルアー」ヨリ更ニ北方ニ至ルニ從ヒ漸次下落スルモ之トテ五十弗ヲ下ルヲ稀トス。故ニ「カウカ」原野内ニ於テ農牧用地ヲ新ニ購入セントスル場合其土地ノ既、未墾地孰レナルニセヨ一「フアネガーダ」五十弗乃至百弗ヲ投スルノ準備ナルヘカラス。買收ノ方法ハ即金又ハ年賦拂トシ年賦ハ大低三回拂ヲ普通トスルモノノ如シ。此方面ニ限ラス北國ノ地主ハ其所有地ヲ活用シ玄金ヲ有利ニ運轉スルカ如キ者稀ニシテ多クハ無爲ニ土地ヲ蓄ハキ

居ルヲ以テ手許ノ豊ナル者少ク離テ即時拂ノ方法ニヨリテ土地ヲ購入スルハ種々ナル點ニ於テ有利ナル取引ヲ行ヒ得ヘシ同時ニ土地ヲ所有スルモ之ニ投スヘキ資金ニ缺乏スルカ又ハ農企業ノ方法ヲ解セサルタメニ實行ヲ躊躇スル地主モ亦甚多キヲ以テ第三者ニシテ現金出資ヲナスニ於テハ喜ンテ自己ノ土地ヲ提供シ共同經營ヲ諾スルモノ多シ。

所謂「カウカ」原野ハ「カウカ」河ヲ狹ミ西方玆中央兩「アンデス」山脈ノ間ニ介在スル南北ニ細長キ沃野ニシテ東西幅員十五哩乃至二十五哩ナルヲ以テ此平地内ニ在ル限リ如何ナル地點タリトモ同原野ヲ縱貫スル右太平洋鉄道乃至幹線道路ヨリ大體二十基米以上ヲ距ツルモノナシト見テ可ナリ。

〔三〕官有未墾地拂下ノ取消

交附ヲ受ケタル後十年以内ニ於テ少クトモ全地域中三分ノ二ヲ牧用地トスルカ又ハ五分ノ一ヲ農耕地トスルニ非ザレバ該交附ヲ取消サルルモノトス

（一九二〇年法律第八五號第二條）

輸入稅

關係條項（番号ヲ）	品目	從来（從一至二年）
		「ペソ」
一七二一、一七二二	絹織物、絹織物製品	四、〇〇
一七五五	生糸（動植物孰レニ）（コルモ）	一、五〇
一七四一	絹織物上等品（錦紗、紗類）	五、〇〇
一七五九	絹織物（黑絹、紬、絹「シ」）（ヤーシー」ノ類）	三、〇〇
一六六〇	絹織物（綿毛其他ノ混セ織ノ類）	三、〇〇
一六七三	同上（「リンネル」）	〇、八〇

一四七四	木綿織物（普通品）	〇、六三
二九四	土器、陶器類	〇、〇六
三一二	同模様色附	〇、二〇
九六	雛寸（木軸）	〇、六〇
九五	同蠟製	一、〇〇
八八八	玩具類（木製）	〇、二〇
三九七	同該謨「セルロイド」製品	〇、六〇

輸出税

(A)「タダア」（アイヴオリー。ナット）従價六「パーセント」但シ現行税率ハ一時的低率ヲ課セラレ三「パーセント」トス

(B)貨幣鑄造用金並裝飾用ノモノ従價一「パーセント」

(C)銅製扇類一瓦ニ付三「ペソ」

(D)「トキーリヤ」或ハ「イラーカ」纖維（「パナマ」帽製造材料）従價五「パーセント」

(E)白金並價五「パーセント」

白金ノ輸出ヲナサムトスルモノハ該品積出港名、荷受人名、其量及白金製産地ニ於ケル價格ヲ記載シタル願書ヲ以テ政府ノ許可ヲ受クルモノトス

領事手數料

領事送狀ニ明記セラレタル商品價格ニ課スル三「パーセント」ハ積出港ニ於ケル當該領事館ニ仕拂フヘキモノトス

（小包郵便ニ課スル五「パーセント」ノ手數料ハ該品受取人之ヲ入手シ

タルトキ仕拂フヘキモノトス）

兌換資金附加稅

關稅額ノ二「パーセント」ハ兌換資金ニ充ツル爲ノ附加稅トシテ課セラル

道路資金附加稅

關稅額ノ五「パーセント」ハ道路資金附加稅トシテ課セラル

附錄　○國籍及歸化法

憲法第二章　住民ニ就キ左ノ如ク「コロンビア」國人ト外國人トノ區別ヲ定メ歸化並ニ市民權ニ關スル事項ヲ規定ス

第八條　「コロンビア」國人

第一項　出生ニ依ル「コロンビア國人

左記二例ノ內一例ニ該當スルモノハ之ヲ出生ニ依ル「コロンビア」國人トス

(A)父又ハ母共ニ生來ノ「コロンビア」國人ナルトキ或ハ外國人ノ子ニシテ當共和國內ニ住居ヲ定ムルモノ

(B)「コロンビア」國人タル父及母ノ廣出ニシテ外國領土ニ生レ其後當共和國內ニ定住スルモノハ其資格ヲ明示セル法律ノ認定ニ基キ之ヲ出生ニ依ル「コロンビア」國人ト看做ス

第二項　血統及居住ニ依ル「コロンビア」國人

「コロンビア」國人ヲ生來ノ父母トシテ外國領土ニ於テ出生シタル子カ當共和國內ニ居住スルトキ尙西班牙亞米利加孰レノ國民タリトモ當共和國領土內ニ於ケル居住地方官廳ニ對シテ「コロンビア」國人タル

ノ登錄ヲ申出ラレタルモノ

第三項　歸化ニ依ルモノ

外國人ニシテ歸化證書ノ交付ヲ請出之ヲ獲得シタルモノ

法律第百四十五號第十七條

夫カ歸化シタル時ハ其妻及二十一歲以下ノ子女ハ全然歸化シタルモノト看做ス

○貨　幣

當國ハ金本位制ニシテ其單位ヲ「ペソ」トシ金一「ペソ」ヲ百分シタルモノヲ一「センターヴオ」トス

金貨ハ　「ドーブレ・コンドル」　二〇「ペソ」

「コンドル」　一〇「ペソ」

「メヂイオ・コンドル」　五「ペソ」

「クアルト・デ・コンドル」　二・五「ペソ」

註　「メヂイオ・コンドル」即チ五「ペソ」金貨ハ英國一磅金貨ト品位、量目等シク「クアルト・デ・コンドル」即二・五「ペソ」金貨ハ同シク半磅金貨ト等シ

從テ右二種ノ英貨ハ法貨同樣ニ取扱ヲ許サル

補助貨幣トシテハ銀貨、白銅貨アリ

銀貨ノ種類左ノ如シ

五十、二十、十各「センターヴオ」

白銅貨ハ

五、二、一各「センターヴオ」

紙幣

現在「コロンビア」國ニ於ケル流通紙幣ハ凡テ厳正兌換紙幣ニシテ唯未タ全ク回收シ盡サヤマル舊不換紙幣ノミハ額面ノ百分ノ一ヲ以テ兌換セラルルモ、コハ其數甚尠ク國内ニ於テハ殆ンド之ヲ見ルコト能ハス。兌換紙幣トシテハ中央銀行タル共和國銀行ノ發行ニ係ル銀行券、同行設立前ニ於テ大藏省ノ發行シタル紙幣トアリ。後者ハ漸次回收セラレ遠カラズ此國ノ紙幣ハ前者ノミニ統一セラルヘシ。

紙幣ノ種類左ノ如シ

一「ペソ」、二「ペソ」、五「ペソ」、十「ペソ」、二十「ペソ」五十「ペソ」、百「ペソ」

○度量衡

度量衡ハ古クヨリ佛國「メートル」法採用セラレ居ルモ民間ニ於テハ依然舊西班牙法ヲ慣用ス

尺度及距離

「ブルガーダ」＝一吋。「ヴアラ」＝八〇仙米

「レグア」＝五基米

面積

「エクタールレア」＝「メートル」法ニヨ　（クタール）同様

「フアネガーダ」＝「カウカ」原野地方ニテハ之ヲ「ブラーサ」ト云フ

六、四〇〇平方米ニシテ我約六反五畝ニ相當ス。

重量

「リブラ」＝五〇「グラム」我約百三十三匁

「アローパ」＝二五「リプル」＝一二〇。五瓩我約三貫三百三十三匁

「サツコ」＝五「アローパ」＝六二・五瓩我約十六貫六百六十六匁

「カルガ」＝一〇「アローパ」

液量

「ボテーリヤ」＝約四分ノ三「リットル」

「ボテイツハ」＝（牛乳）二十五「ボテーリヤ」

「ガローン」＝我約三升〇合九勺

第一次調査

エクアドル共和国

エクアドル共和國

(一) エクアドルニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上 可

エクアドル國移植民法ハ之ヲ制定シテヨリ既ニ十數年ヲ經タリ。該法ニテハ專ラ北米及歐洲移民ヲ歡迎シ支那人ノ入國ヲ禁ズ

(ロ) 取扱上 可

夙ニアジア人入國禁止令布カレ專ラ支那人ノ入國ヲ禁止シ本邦人モ屢々支那人ト混同視サレ入國上障害アリシモ大正七年八月二十六日我國ハエクアドルトノ間ニ修好通商航海條約締結サレ日本人ハ支那人入國禁止令ト何等ノ關係ナク歐米諸國人ト全然同樣ニ入國シ且ツ入國後モ全ク均等ノ待遇ヲ享クルコトヽナレリ。

(二) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民　可

アマゾン上流地方ヲ始メトシ各所ノ天然資源ハ放棄狀態ニシテ之ガ開發ニハ交通路ノ開設ヲ始メトシ幾多ノ資本ト勞力ヲ必要トス。

(ロ) 個人企業　可

憲法ニ依リ外國人ハエクアドル公民ト殆ンド同等ノ公民權ヲ保證サレ土地所有權ハ內外人平等主義ヲ採リ公私ノ別ナク之ヲ爲シ得　尙エクアドル國人ト同等ノ條件ノ下ニ金融機關ヲ設定スルコトモ認メラル。

國有未開墾地ハ未ダ嘗テ測量サレタルコトナク其ノ境界スラ正確ニ知ラレザルモ頗ル廣大ニシテ東部地方ハ殆ンド全部國有未開墾地ナリ。

政府ハ國有未開墾地法ヲ制定シテ之ガ拂下ヲ爲シ而シテ植民地建設者ニハ政府ハ無料ニテ土地ヲ讓渡スルコトヲ得。但シ讓與土地ハ植民者一名ニ付半ヘクタール（Lotes 100 Hectares）ヲ超過スルヲ得ズ

右土地ガ植民者ノ確定所有トナルニハ耕作後少クトモ五ケ年ヲ經ザルベカラズ（大企業(ハ)參照）

(ハ) 法人企業　可

エクアドル國人ト同等ノ條件ノ下ニ法人ヲ組織シ營業ヲ爲スコトヲ得

石油ノ採掘ハ近年著シク發展シ將來尙採掘サル可キ鑛脈多ク有望ノ事業ナリ。同國石油法概要次ノ如シ

◎エクアドル國石油法

第一條　拂下請求地ノ發掘權ハ發掘開始ヨリ四十ケ年間ヲ越エザル期間ニシテ行政官廳ニ依リテ許可サル

第二條　國家ハ總產出高ニ應シテ五パーセント以上十二パーセント以下ノ土地使用稅ヲ徵集ス

政府ハ適宜或ハ任意ノ種類ノ物ニテ土地使用稅ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三條　尙國內ニ存スル石油地ニ於テ一ヘクタール（約一町二十五歩）ニ付テ次ノ割合ニテ稅ヲ徵集サル

最初ノ一年　二〇　仙

第二年目　四〇　仙

第三年目　八〇　仙

第三年目以後契約終了迄　一弗

第四條　政府ヨリ石油地ヲ借用スル願書ニハ次ノコトヲ記載スベシ

(A)、願人ノ姓名　國籍

(B)、鑛床ノ位置ヲ示ス地圖及出願地域ノ正確ナル記述

(C)、保證金一弗即納シ更ニ法律ノ要求スル限度マデ公債證書ヲ準備スルコトヲ約スルコト

(D)、出願者ノ專門上及財政上ノ能力ノ證明

第五條　法人タルト會社タルトヲ問ハズ借地契約ハ其ノ面積各縣ニ於テ五〇〇〇ヘクタールヲ超過スルトキ及五〇〇〇ヘクタールニ滿タザルトキハナシ得ズ

但シ一州ニ於テ全超過面積一五〇〇〇ヘクタールを超ハ之ヲ許ス

第六條　借地人ハ直チニ裁判官裁判所當國ノ一般ノ法律及本法ノ特別規定ニ從フベキ義務ヲ負フ

第七條　借地人ハ拂下請求地ニ於テ事業ヲ開始スルニアタリ最初ノ四ケ年内ニ失敗セバ請求地ノ損害ハ之ヲ負擔シ且ツ該土地ノ權利ヲ喪失スルモノトス

第八條　拂下請求地ハ行政官廳ノ特別ノ許可ヲ受クルニアラザレバ轉貸スルヲ得ズ

第九條　政府ハ全作業並ビニ諸帳簿計算書（西語ニテ記載スルコトヲ要ス）ヲ調査監督ス。

第十條　借地人ハ政府ノ要求アリ次第無料ニテ其ノ所有地ノ踏査採掘ニ關スル專門上及經濟上ノ概知件ヲ供ス可シ。之ニ從ハザルトキハ五〇〇弗乃至二、〇〇〇弗ノ罰金ヲ課ス可シ。

第十一條　全使用人ノ五〇パーセントハエクドル人タラザルベカラズ、而シテ借地人ハ作業ノ全部門ニ於テエクアドル人ヲ訓練スベシ。

第十二條　工場機械及ビ設備ニ使用セシ全資本ハ借地契約書ノ日附ヨリ二十ケ年間免稅サル

第十三條　當共和國内ニ於テ販賣サル生產物ノ價格ハ政府ノ承認ヲ受ク可シ

オリエンテ州トシテ知ラル、廣大ナ未タ十充ニ踏査サレザル地方ニ關スル特別規定ノ施行ハ行政官廳ノ任意タルベシ。

尙相當部分ノ利用サル可キ區域ハ概ニ拂下ヲ受クル人ニ割當ラレタリ。

附錄　國籍及歸化法

次ノ項ニ該當スル者ハ之ヲエクアドル人ト見做ス

○エクアドルニ居住スル外國人ヲ兩親トシテ當國ニ出生シ兩親ガ其ノ租元

ノ國籍維持ノ意志ヲ知ラシメザリシトキ

○科學、藝術及ビ有用ナル產業ヲ敎授スル又ハエクアドル國內ニ不動產若シクハ投資セル資本ヲ有スル外國人ニシテ一ヶ年居住ノ後エクアドル人タルノ意志ヲ表示スルトキハ歸化證ヲ得

○エクアドル共和國ニ爲シタル公務ニ對シテ議會ヨリ歸化證ヲ得タル者

貨幣制度

一九二七年三月四日新貨幣法制定サレ金本位制ヲ採ル

本位貨幣　スクレ（Sucre）　〇、三〇〇九三三グラムノ純金ヲ含ム

法定平價　二四、三スクレ　五スクレ・・一£

金貨　コンドル（Condor）・・・二五スクレ

ダブルコンドル（Double Condor）・・・五〇スクレ

銀貨　二スクレ・一スクレ二分ノ一スクレ

白銅貨　一〇・五・二、五・一センタボ（Centavo）

註　一センタボ・・・・百分ノ一スクレ也

度量衡

一八五六年十二月六日ノ法律ニ依リメートル法制度採用サレシモ商業上用ヒラズ一般ニ西班牙ノ制度ニ依ル

キンタル（Quintal）・・・・二二〇、四封度　常衡

リブラ（Libra）・・・・・一、〇一四封度　〃

アロバ（Arroba）・・・八升八合二勺・・・・葡萄酒類

六升九合三勺・・・・油類

第一次調査

動員米和国

[illegible] (Vara) [illegible]

[illegible]

Vara cuadrada

墨西哥報告

(一) 全國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上可

秘露政府ハ一九二〇年九月二十二日附法律第四一四五號ヲ以テ左記ノ如キ外國人取締法ヲ公布シタ。

第一條

左記外國人ハ我領土內ニ入ルヲ禁ズ。

瘋癲、白痴、常習乞丐、浮浪人、無資力者又ハ生活不可能ノ疾病者若ハ法規上公衆衛生ニ危險アリト認メラルヽ疾病患者、賣淫業者、國內ニ於テ徵役ニ處セラルヽ可キ犯罪ニヨリ罰セラレタルモノニシテ其ノ刑罰ノ執行ヲ終ラサル者又ハ其ノ執行ヲ終リテ後二年ヲ經過セ

サル者。

第二條

前條規定ハ政治又ハ宗教ヲ動機トスル被處刑者又ハ被追放者、自己ノ生命ヲ救ハン爲メ國内ニ逃避セントスル者及共和國内ニ六ケ月間居住後出國シ他ノ場所ニテ拒絶又ハ退去ヲ命セラレタル者ニモ適用ス。

外國人ノ秘露入國ニ關シテハ右ノ外別ニ制限規定無シ。

(四) 取扱上可

契約自由及會社企業移民共ニ可。

最近秘露ヘ來ル移民ハ自由移民ノミデ契約移民ハ入國シナイ。自由移民ト云フモ再渡航者若クハ家族又ハ知人ノ呼寄ニヨル渡航者許リデ其數年々約一五〇〇人デアル。

今日デハ海外興業會社ガ移民取扱人デアル。同社ハ近年秘露行移民ヲ募集シナイガ再渡航者又ハ呼寄ニヨル渡航者ニシテ之ニ關スル在リマ市帝國領事發給ノ證明書ヲ所持スル者ノ依賴サヘアレバ其ノ渡航手續等ノ周旋ヲシテ與レル此ノ場合ノ手數料一人前一五圓デアル。

(二) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民 可

今日秘露ニ於ケル勞働賃銀ハ都會地方ヲ通ジ約二ソル（約一圓八拾錢）デアル然ルニ物價ハ相當高ク從而ブラジルノ如ク勞働移民トシテハ經濟上安定ト云フコトハ出來ナイ加之大正五、六年頃迄海興ノ手ヲ經テ渡來シタ契約移民ノ大部分ハ契期ヲ終ルヤ都會ニ走ツタ其結果ハ邦人ノ都會

集中トナリ現在在秘邦人約一七、〇〇〇人中七、八割リマ市及其ノ附近ニ居住シテ居ル從而此ノ上邦人ガ渡來シ都會ニ集中スルコトハ邦人ノ供例レトナリ且ツ他日排日ノ源トナルヤモ知レナイ。

(四) 個人企業　可

外國人モ秘露人ト同樣法律上ノ權利ヲ享有シ農業、鑛業其他ノ事業ヲ爲スヲ得。

外國人ニ關スル重ナル法律左ノ如シ。

一、外國人ハ秘露人ト同樣私權ヲ享有ス。　(民法第三〇條)

一、外國人ハ秘露國ニ於テ身体財產ノ保證ヲ受ケ財產ノ自由處分ヲ爲スコトヲ得。　(民法第三三條)

一、所有權ニ關シテハ外國人タルト秘露人タルトヲ區別セズ。但シ法令又ハ條約ニ特別ナル規定アル場合ハ此ノ限リニ非ス。

國家ハ特別法ノ規定ニヨリ公共上必要アル場合ハ個人又ハ法人ノ既得權ヲ收用スルコトヲ得　(憲法第三九條)

一、共和國ニ於テ財產權ヲ獲得スル能力アル者ハ內外人ノ別ナク次ニ揭グル者ヲ除キ本法規定ノ方式ニヨリ鑛山所有權ヲ獲得スルコトヲ得

鑛山管區ニ於ケル勸業大臣、全局長及職員、技師、土地測量師、鑛山鑑定人、鑛山管議書記及委員　(鑛山法第五〇條、第五一條)

一、外國人ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ國境五〇粁以內ニ於テ石油ノ「ペルテネンシア」(油田讓渡地積ノ單位四万平方米)ヲ所有スルコトヲ得ス　(油田讓渡法一九二二年一月二日附法律第四四五二號第六條)

一、外國人及外國人ニヨッテ設立セラレタル會社ハ秘露ニ於テ秘露國法

ニ從ヒ商業ヲ營ムコトヲ得。秘露國內ニ於ケル會社ノ設立、商行爲及訴訟ニ關スル法律ノ適用ヲ受ケ取引ノ爲メノ凡テノ權利ヲ有ス

（商法第一五條）

(ハ) 法人企業　可

外國人ハ秘露ニ於テ法人ヲ組織シ土地ヲ所有シ油田ノ讓渡ヲ受ケ營業ヲ爲スヲ得　（(ロ) 參照）

○森林法概要

邦人ノ秘露發展上有望ナル森林地移住奬勵規則

一、舊土地法其他ニヨリ本法律發布ノ日附迄ニ適法ノ手續ヲ了セザル森林地ノ土地ハ國有トス　（第一條）

二、森林地ノ土地ヲ區分スルコト左ノ如シ

(一) 賣地

(二) 屆出ニヨリ地上權ヲ確認セル土地

(三) 政府ヨリ與ヘタル利權地

(四) 無償讓渡地

三、土地ノ賣買、地上權確認、利權、無償讓渡等本法律ハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ凡テノ外國人又ハ其ノ會社ニモ適用ス。　（細則第一六條）

四、賣地ハ一（クター）（約一町歩強）一ソルサ以上ニテ賣却セラレ且ツ最初ノ十年間ニ於テ少クトモ其ノ五分ノ一ヲ開拓利用セラルルカ或ハ然ラサル場合開拓利用セラレル土地一（クター）ニ對シ年額一仙ノ稅金ヲ納付スルモノハ絶對的ニ其ノ所有權ヲ確認セラル　（第三條）（第五條）

五、同一人又ハ仝一會社或ハ組合ニ於テ一（クター）以上ノ土地ヲ登記セスシ

テ所有スルコトヲ得ス。又三萬（クター）以上ノ土地ノ賣買ハ議會ノ協賛ヲ要ス　（第四條細則第二七條）

六、地上權確認ノ土地ハ一人五万（クター）ヲ限度トス且ツ半年毎ニ一（クター）五仙ノ稅金ヲ納付スルコト若シ二期ニ亙リ之ヲ納付セサル場合ハ其ノ權利ヲ失フ　（第六、七、八條）

七、利權地ハ鐵道、道路其他公共事業及植民地建設ノ爲メ政府ヨリ附與スル土地ニシテ最初ノ十年間ニ於テ少クトモ其ノ五分ノ一ヲ開墾利用スルヲ要ス且ツ前記賣地ノ規定ニ適合シ土地ノ分讓ヲ爲スコトヲ得　（第一〇條細則四七條）

八、無償讓渡地ハ個人ニシテ其ノ貧困ナルコト及小屋ヲ建設シ定着シアルコトノ證明ト宣言ニヨリ一人五（クター）ヲ限度トシテ政府ハ之レヲ無償讓渡ス。但シ開墾耕作ノ義務アリ若シ三年後ニ於テ少クトモ其五分ノ一ヲ開墾利用セサレハ沒收セラル　（第七條細則四〇、四四條）

九、森林地ニ於ケル生產物ノ輸出ハ必ス共和國ノ河港又ハ海港ヲ經由スルコト　（細則　四九條）

一〇、政府ハ森林地ニ於ケル各縣ニ土地鑑定人一名ヲ常置シ土地ニ關スル監督ト管理ヲ掌ラシム　（細則　第一一三條）

◎邦人企業移民ノ誘入

勞力ヲ使役シ直接生產ヲ爲スノ制度ハ勞力不足ノ森林地ニ於テハ重大ナル考慮ヲ要ス。現代邦人ノ文化的向上ハ原始的ナル森林地ニ於テ困難ナル勞働ニ堪ヘナル日本勞働ニ就シムルコト不可能ナリ。故ニ今ノ全部又ハ一半ヲ小企業者トシテ小作又ハ自作農トシテ最モ卓絕セル我企

業移民ヲ誘入シ此等ノ集團ニ對シ生產物ノ金融、加工、販賣ノ業ニ從事スルカ如キ制度ヲ必要トス而シテ直營ニヨルカ小作ニヨルカハ仕事ノ性質、勞力供給ノ難易等ニヨリ決定スルヲ要ス

附錄

國籍法及歸化法

〻秘露國人タル者ハ出生及歸化ニヨル　（憲法　第三三條）

〻出生ニヨリ秘露人トナル者次ノ如シ

(一) 秘露國內ニ於テ出生シタル者

(二) 外國ニ於テ生レタル子ニシテ父又ハ母ガ秘露人ナル場合ニ於テ其子ガ未成年ヲル間ハ兩親ノ請求ニヨリ子ガ成年ニ到達シ又ハ親權ヨリ獨立シタル時ハ其ノ請求ニヨリ姓名ヲ戶籍簿ニ登錄セラレタル者

(三) 獨立宣言當時、秘露國ニ居住シ以後引續キ居住スル西班牙領亞米利加人民及西班牙人　（仝　第三四條）

〻歸化ニ因ル秘露國人ハ次ノ如シ

二十一歲以上、外國人ニシテ秘露國ニ居住シ商業、製造業及ビ職業ニ從事シ且ツ法律ノ定ムル所ニ從ヒ戶籍簿ニ其ノ姓名ヲ登錄セラレタル者　（仝　第三五條）

〻凡テ秘露國人ハ其ノ共和國ニ對シ法律ノ定ムル所ニヨリ身體身分及財產上ノ義務ヲ負フ　（仝　三六條）

貨幣及度量衡

秘露ハ金貨本位ノ國デアル。本位貨ノ單位ヲ鎊（レバル）ト云ヒ一鎊ノ十分ノ一ヲ一「ソール」一「ソール」ノ百分ノ一ヲ一仙ト云フ。

貨幣ノ種類ハ法律ニヨリ左ノ通リ定メラレテアル。

金貨、一磅（レバル、九圓六六）、半磅（五ソール）、五分ノ一磅（二ソール）。通用範圍無制限（一六錢六）、五〇仙

銀貨、一「ソール」（九六錢六）　三〇仙、二〇仙、一〇仙、五仙。

準銀貨、一「ソール」、五〇仙　百ソール以内

白銅貨、二〇仙、一〇仙、五仙　同右

銅　貨、二仙、一仙　一ソール以内

補助貨ノ中二〇仙ト一〇仙ニハ俗名ガアル前者ヲ「ペセタ」ト呼ビ後者ヲ「アール」ト云フ。　一〇仙以内

一キンタル　（一二、二五〇ポンド）　六六ポンド

一フアネガダ　（約三町歩）

メートル法度量衡モ使用シテ居ル

第一表　通貨

「ポリビア」共和国

ガロン

3.65

ボリビア共和國

(一) ボリビア共和國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

ボ國多民法ハ外來移民ニ關シ左ノ如キ定券ヲ與フ

自由移民規則（一九〇七年三月十八日附大統領令）

第一項

第一條　年齡六十才未滿ニシテ品行方正且適當ナル技能ヲ有シ共和國內ニ定住セント欲スル總テノ外國人勞働者農夫又ハ職工ハ之ヲ移民ト見做ス

右ニ依リテ日本移民ノ入國モ可ナリ

(ロ) 取扱上　可

前項ノ條件ニ合致セル者ハ自由ニ入國スルコトヲ得何等特別ノ制限ナシ

入國ヲ許可セラレタル移民ハ當局ニ依リテ種々ナル便宜ヲ與ヘラル

第二條　共和國ニ來ル移民ハ當分左ノ特典ヲ受ク

(イ)共和國ノ鐵道又ハ馬車ニ依リ目的地迄輸送ニ預ルコト此特典ハ移民ヲル者ノ妻及十八才以上ノ男子ニモ及ブベシ

(ロ)移民ノ荷物携帶ハ無税トス但シ荷物トハ寢臺、棄所用具、職業用器具及徽銃ヲ指ス

(ハ)農作用牧畜用又ハ其他有用ル生産業ニ從事スル目的ヲ以テ國有地ノ一部ヲ占用スルコトヲ得但シ移民ノ占有シ得ル地面ハ一人ニ付キ五十ヘクタール（一二〇エーカー）ヲ限度トシ其ノ代價ハ一「エクタール」ニ付キ十仙トス

(ニ)十四才以上ノ男子ハ別ニ二十五「エクタール」ノ土地配分ヲ受ケル權利ヲ有ス

(二)　入國後ニ於ケル狀況

ボ國憲法ニ依リテ何人ト雖モ國内ニ於テ勞働ト云ハズ企業ト云ハズ合法上ノ如何ナル職業ニモ從事スルコトヲ得

憲法第四條

國際法ニ依リテ規定セラレタル以外ノ制限ヲ家ムルコトナク次ノ權利ヲ有ス

一、勞働ニ從事スルコト

二、合法上ノ産業ヲ經營スルコト

三、採メノ權利ヲ家ラズシテ新聞紙ニ依リテ自己ノ思想ヲ發表スルコト

四、道德及資格ニノミ關スル制限ヲ以テ國家監督ノ下ニ教育ヲ受ケ得ルコト

式組合ヲ組織スルコト

六平和ヲ主トシテ會合ヲ試ミルコト

七個人又ハ團体的ニ請願スルコト

(ハ) 勞働移民　可

法律上可ナリボ國ニ於ケル勞働ハ主トシテ鑛山勞働ニシテ其ノ賃銀（一日平均）ハ大体左ノ如シ

全然夜業ヲ要セザル鑛山勞働	八〇仙
選鑛勞働	一ボリビア二〇仙
鑛車取扱勞働	一〃四〇仙
坑夫	一〃〇仙六〇仙
假治工	二〃

但シ勞働賃ノ多クハ收入貴銀ノ四分ノ三ヲ鑛山内賣店ニ於テ消費スルヲ以テ勞働上ノ純收入ハ前記貴銀ノ一ト見ルヲ得ヘシ

(ニ) 個人企業　可

前掲憲法（第三項）ニ依リテ何人ト雖モ各種ノ產業ヲ經營スルコトヲ得ルモノニシテ更ニボ國内ニ於ケル外國人ノ權利ニ關シテ左ノ如キ條項アリ

憲法　第十九條

總テノ者ハボリビア國内ニ於テ私權ヲ享有スルコトヲ得。其ノ行使ハ民法ノ規定スル所ニ據ル

民法　第七條

全部ノ私權ヲ享有スルコトヲ得

又一九〇七年發令官有地規則第二條ニ依リ私權ヲ享有スルモノハ何人ナルヲ問ハズ賣買ニ依リ土地ヲ獲得スルコトヲ得

礦業權ニ關シテモ一九一三年發令鑛山條例第十六條ニ依リ內外人ヲ區別セズ私權ヲ享有スル者ハ何人タルヲ問ハズ一區又ハ一區以上ノ鑛區ヲ獲得スルコトヲ規定ス

ボ國政府ハ一九〇五年十月二十六日附ヲ以テ國有未墾地拂下ニ關スル法律ヲ制定シ內外人ノ別ヲ問ハズ個人又ハ會社ニ之ガ拂下ヲ許シ專ラ墾殖事業ヲ奬勵シ仍テ一九〇五年四月二十五日附ヲ以テ政府用箱民地規則ヲ發布シ拂下ヲ許サザル地域ヲ定メ政府ガ特ニ之ニ外來移民ヲ誘致スル方法ヲ採用セントノ目的ナリシガ前者ハ徒ラニ國有地ヲ自由ニ

[illegible]ニ拂下グ[illegible]ノ[illegible]、ニ過ギズシテ實際之ヲ開墾事業ヲ奬勵スルノ主旨ニ合セサリシモノミナラズ私有ニ歸シタル地面ノミ徒ニ擴大シ却テ外來移民ノ來リ開墾スルニ對シ提供スベキ地面ヲ失フニ至ルノ面白カラザカラザル傾向ヲ生ジ後者規則ノ如キモ單ナル理論的範圍ノ空氣タルニ止マリ之ガ實施ニ於ケル何等ノ効力ヲ見ザリシナリ。此形勢ニ鑑ミ政府ハ國有地拂下ヲ中止スルモノ已ム[illegible]キニ至リシニ依テ後レ馳セ乍ラ國有地ノ空費ヲ防止シ未ダ拂下ヲ行ハザリシ[illegible]ノ未墾地ハ之ヲ個日外國人ノ植民用ニ保留セリサリトテ全國政府ハ國庫會金餘之ノ爲メ區ニ此[illegible]ヲ設定シ測量シ設計スルコト能ハザルノミナラズ所ル事業ヲ擔當スベキ技術アル人物モ無キ狀態ニシテ政府ハ此情狀是上ノ[illegible]術事業ヲ自發的ナル個人或ハ會社ニ委シ後日當該地ノ貸與ヲ行ハン

コトヲ豫約シ個人又ハ會社ガ其ノ有スル經濟力ト專門的經驗ノ範圍內ニ於テ此據備事業ヲ企テンコトヲ奬勵シ縱令該企圖ノ失敗ニ歸スルコトアルモ政府トシテ何等ノ損害ヲモ蒙ラザル方法ヲ採用セザルニ至レリ。

植民用保留地規則（一九〇五年四月二十五日附大統領令）

未開墾地法（一九〇五年十月二十五日附大統領令）

未開墾地拂下中止ニ關スル法律（一九一五年九月十一日附法律）

（右ハ省略ス）

又ボリビア國現行鑛山法ハ制定宜シキヲ得タルモノト評スベク之ヲ他ノ諸國ニ比スルニ其ノ規定極メテ自由ナル上ニ同國ニ於テハ鑛物地帶ヲ至ル所ニ發見シ得ルヲ以テ年々試掘願ノ提出數百ノ夥シキニ上ルト

雖モ鑛業權者ノ多クハ資本ノ缺乏ニ事業ノ頓座ヲ來シ折角ノ鑛山ヲ放棄スルニ至ルノ狀態ナリ、一「ヘクタール」ヲ以テ鑛區面積ノ單位トシ之ヲ一〇「ベルテネンシア」ト呼ビ地下ニ向ヒ深サ無制限トセリ、採掘權ノ所有ハ永久ナレドモ一鑛脈ニ付年額四「ボリビアノス」及ビ一「ベルテネンシア」ニ付年額二「ボリビアーノス」ヲ半年毎ニ支拂ハザルベカラズ一年間支拂ヲ行ハザル者ハ採掘權ヲ喪失ス、鑛山開發用ノ機械裝置ニ對シテハ何等關稅ノ支拂ヲ必要トセズ

(ハ) 法人企業　可

前項第四條（第六項）ニ依リテ何人ト雖モ法人企業ヲ行フコトヲ得

組合又ハ法人會社等ノ土地所有、抵當等ニ關スル法規上ノ制限ナシ

土地賃借ハ不許ナリ

ポ國憲法第三十一及第三十二條（抜萃）

左ノ各項ニ概當スルモノハポ國人トス

一、ポ共和國領土内ニ出生シタルモノ

二、共和國内ニ一ヶ年間定住セル外國人、其ノ在住地市會ニ市民權請求ノ意至ヲ表示セル者

三、下院ニ依リテ特ニ歸化證ヲ下附セラレル外國人

ポ國公民權ヲ要求スル條件ハ左ノ如シ

第三十三條

公民權ヲ要求スルニハ左ノ各項ニ概當セラルコトヲ要ス

一、ポ國人タルコト

二、未婚者ノ場合ハ年齢二十一才既婚者ノ場合ハ十八才以上タルコト

三、讀書算術ノ素養ヲ有シ一定ノ不動產ヲ有スルカ又ハ一年ニ付ボリビアノ收入アルコト　但シ家庭奉公等ニ依ル收入ヲ除外ス

四 戸籍簿ニ登錄サレタル者

ボリビアノ貨幣及度量衡

貨幣制度

一九二八年七月十一日ノ貨幣法ハ金本位制ヲ採リ同年九月二日ノ大統領令ニ依リ有效トナリタリ

該法ニ依レバ十ボリビアノス（ Bolviano トイフ）及ビ二十ボリビアノス（ Bolivianos dobles トイフ）ノ金貨鑄造ヲ規定ス。計算ノ單位ハボリビアノニシテ〇、五四九一七瓦ノ純金ヲ含有ス然レドモ金貨ハ市場ニ於テハ流通シテキナイ十ボリビアノスハ邦貨約七圓三十錢銀貨一ボリビアノ（百センタボ）五〇センタボ。二〇センタボ。一〇センタボ 白銅貨一〇センタボ。五センタボ 紙幣バンコ。デラナシオンボリビア（ Banco de Nación Boliviana ）發行ノ一。五。一〇。二〇。五〇 一〇〇ボリビアノス紙幣アリ

尙英國及秘露ノ金貨ハ法貨トシテ流通ス

◎度量衡

法律ニ依リメートル法採用サレテキルトハ雖モ小賣商業ニ於テハスペインノ制度ニ依ル

(一)長サ

一プルガダ（pulgada）、、、

第一次調査

チリー

チリー共和國

(一) チリー國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上 可

一九一八年十二月十二日發法律第三四六大號居住法

第一條 外國人ニシテ刑法ノ定ムル在通罪ニ關シ刑ノ宣告ヲ受ケタル者又ハ現ニ豫審中ニアルモノ、生活既ニ一定ノ職業ヲ有セザルモノ又ハ衛生法第一一〇條第二項ニ該當スル患者ニ對シテハ入國ヲ拒絶スルコトヲ得

第二條 暴力ヲ以テ社會上及政治上ノ秩序ヲ亂サントシ又ハ之レヲ敎唆スル外國人ノ入國ヲ禁ズ。又外國人ニシテ國家ノ統一及ビ個性ト兩立シ得ザル主義ノ宣傳ヲ行フ者又ハ現行制度ニ脅犯スル行動ヲトル者及善良ナル風俗又ハ公ノ秩序ニ脅スル不正ナル業務ニ從事スル者ノ居住ヲ禁ズ

第三條　（前二項該當者ハ退居命令）

第四條　（退居命令者ハ上告權）

第七條　（退居命令者ハ不正再入國ニ對スル處罰）

(ロ)　取扱上　可

制限ナシ

(二)　入國後ニ於ケル狀況

(イ)　勞働移民　不可

チリー國ハ農業勞働賃銀ノ甚タシク低廉ナル國ナル故契約勞働者ヲ入ルル餘地ナク又　含勞働ハ生活費高價ナル爲メ不可ナリ、元來チリー政府ノ保護ヲ得ルモノハ歐洲移民ニ限ルヲ以テ勞働移民トシテ入國スル場合ニハ最初資本家ニ附隨シタル工業勞働者トシテ入國スル外方法ナシ

一般自由職業（醫師、歯科醫、獸醫、藥劑師、產婆、辯護士）等ノ開業權ハチリー當該指定學校ノ卒業免狀ニ依リテ之ヲ取得スルモノナルヲ以テ本邦醫師ニシテ全國ニ於テ開業セントスル　ハ更ニチリ國規定ノ試驗ヲ經テ開業免狀ヲ取得スルヲ要ス

(ロ)　個　企業　可

一八四五年度發令チリー共和國移植民法令

「內國人及外國人ノ植民地建設ニ關スル法律

第一條

共和國大統領ハ內國人及國內居住ノ目的ヲ以テ他國ニ渡來シ且有益ナル產業ニ從事セントスル外國人ノ植民地建設ノ爲國家ノ所有ニ屬スル未墾地千地區（クワッドラ）ヲ使用シ、之等ニ對シ各地ノ建設及之ニ附隨スル

情ニ必要ナル一定ノ地區ヲ譲與シ尚土地開拓ニ必要ナル機具、種子及一年ヲ維持スベキ物資ヲ譲與トシ且植民地ノ振興ニ必要ナリト思惟スルテノ法規ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

（註。一クワッドラハ一〇〇米乃至一五〇米平方ノ地區ナリ）

蘭區獲得方法トシテハチリー國領業法ハ大体左ノ如ク規定ス

一、試墾願ヲ差出シ九十百以内ニ試墾ノ上領區ヲ測量シ一「エクタレア」ニ付金十「ペソ」ヲ納税スルト仝時ニ領區所有權ヲ與ヘラル

二、納税ヲ怠リタル領區ヲ競賣入札ニ依ッテ獲得シ得

三、内外人ヲ問ハズ試墾出願又ハ入札ノ權利ヲ有ス

(イ) 法人企業　可

個人企業ニ準ズ

土地ノ價額ニ關シテハ所ニ依テ相異アルモ大体ニ於テ「サンチアーゴ」附近ニテ一等　ト稱スル瀧流ノ充分ナル良質ノ平地ハ一「エクタレア」五千「ペソ」内外ニテ雜草瀧流地ニテ三千「ペソ」位ガ普通ナリ、南部ニ至ルニ從ヒテ地價ハ低下シ、而シテ其ノ支拂條件ハ多ク一部ヲ現金ニテ半額以上ハ長期支拂ナルヲ普通トス（註。一「ペソ」ヲ約六十三錢）

一九二九年一月十四日公布ノチリー國農業組合法ヲ示スト概略左ノ如シ

農業者ガ本法ノ規定ニ依リテ左ニ列擧スル目的ヲ以テ組織スル組合ヲ農業組合トス。組合ハ不動資本ヲ有シ、組合員數ハ無制限トス

(A) 組合員ニ對シ農業開拓ノ爲ニ必要ナル土　及建築物ヲ購入シ又ハ拂下ヲ受ケ若ハ貸借ニ依リ之ヲ取得スルコト

(B) 組合員ニ對シ肥料種子、機械器具、其ノ附屬品、原料品及事業遂行ヲ

爲ニ必要ナル其他ノ物品ヲ販賣シ又ハ貸與スルコト

(C) 農產、牧畜、若ハ工產物ヲ共同ニ生產シ、販賣シ、搬出シ及組合ノ經濟的目的ノ爲ニ必要ナル物品ヲ購入スルコト

(D) 組合員ノ取得スル生產物又ハ組合ガ購入スル生產物ヲ整形純化、若ハ精製ヲ目的ヲ有スル工場又ハ工業設備ノ建設及運用ヲ請負フコト

(E) 組合員ニ對シ豫メ委員會ガ要求スル保證ヲ提供セシメ事業遂行ノ爲ニ必要ナル資金ガ貸附ヲ爲スコト

(F) 組合員ニ對シ組合員ガ消費ノ爲ガ食料品、雜品其他ノ日常生活用品ヲ生產シ、製造シ又ハ生產者若ハ卸商ヨリ直接購入シテ之ヲ給供スルコト、但シ本業務ハ農業組合主要目的ガ附業務トシテガミ之ヲ行フコトヲ得

附錄　國籍及歸化法

(A) チリー國內ニ出生シタル者ハチリー人トス

(B) 共和國內ニ一ケ年間居住シ且國內ニ定住スル意思ヲ表示スルコトヲ必要トス

おバう、しりア
御リアフ、アれば、キレタ
樣ばう
宣　アれば

第一次講演

共和國ハチハ平ルヤ

アルゼンチン共和國

(一) 亞國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

A、一八七六年十月九日法律第八十七號ニ依リテ發セラレタル亞國移植民法ハ「移民」ノ定義ニ關シ左ノ如ク規定ス

移植民法第一編移民法第五章移民

第十二條

本法ニ於イテ移民ト認ムル者ハ年齡六十才未滿タル日傭人、技術者、職工、農夫又ハ獨逸タル外國人ニシテ操行及ビ技能ノ證明ヲ有シ、共和國ニ移住ノ目的ヲ以テ汽船又ハ帆船ニ乘シ、二等又ハ三等船賃ヲ自辯スルカ又ハ國費、州費若ハ移植民保護ノ私設團体ノ支辨ニテ共和國ニ到著スル凡テノ者ヲ指ス

一

一、一八六〇年十月一日發布ニナリタル亞國憲法第十五條ハ外來移民ニ關シ左ノ如ク規定ス

第二十五條

聯邦政府ハ歐洲移民ノ渡來ヲ奬勵ス、外國人ニシテ土地ヲ耕シ工業ノ刷新ヲ計リ又學術技藝ノ教授紹介ニ從事セントスル目的ヲ以ツテ亞國ノ領土ニ入ラントスル者ニ對シテハ何等之ヲ阻止制限セズ又ハ之レニ對シ課稅ヲ附セザルモノトス

左ニ依リテ了解セラルルガ如ク、何人ト雖モ自由ニ亞國ニ移住ヲ爲シ得ルモ亞國ノ移民政策ハ歐洲移民本位ナルコトニ注意スルヲ要ス

(ロ) 取扱　可

移民ノ入國ニ對スル取扱上ノ區別ナシ。

入國ヲ許可セラレタル移民ハ宿泊、勞働紹介、移住地マヲノ無料輸送等亞國政府ニヨリテ種々ナル便宜ヲ與ヘラル

（詳細略ス）

(ハ) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民　可

A、亞國憲法第十四條ハ亞國領土內ニ居住スル者ノ從事ノ自由ヲ左ノ如ク規定ス

第十四條

亞國々內ニ居住スル者ハ總テ當該關係法規ニ從ヒテ正當ナル一切ノ勞働及ビ職業ニ從事スルコトヲ得

（前揭マリオ・カランサ亞國憲法英譯ニ據ル）

B、右ニ依リテ亞國々內ニ於イテハ法律ノ許ノ限リノ如何ナル仕

事ニモ就クコトヲ得ルモ

一、時期　二、場所　三、仕事ノ種類等

ニ依リテ其ノ賃銀モ多少異ルカ概略ヲ示スト左ノ如シ

一、農業方面勞働者

監督	上等食事、室附	百三十圓以上　牧場ニヨリテ外ニ販賣歩合アリ
監督次席	上等食事、室附	八十五圓以上　牧場ニヨリ監督ヨリモ販賣歩合アリ
勞働者	食事、室附	四十二、三圓以外

二、園丁ノ勞銀（食事、室附）

助手時代	五十圓內外
園丁	七拾圓內外
	（但シ園丁ハ被服費其他ヲ要セズ最モ節約シ得ル境遇ニアリ）
園丁監督	百圓內外

三、珈琲店從業者給料（八時間勞働一ケ月）

皿洗ヒ（仕事着及ビ洗濯附）	六十八圓—八十五圓位
珈琲主任（仕事着及ビ洗濯附）	八十五圓—百三十圓位
給仕人收入（月給トシテ十七圓位）	心附收入百七十圓內外

四、運轉手給料

富豪家庭（洋服、食事、室附）	一ケ月百三十圓內外
タクシー用自動車（揮發油負擔）	全收入ノ三割
（タクシー一臺ノ一日ノ收入五十圓內外、日曜日八十五圓內外）	

五、コツク給料（食事及ビ室附）

助手	四十圓以上
料理人	七十圓以上百三十圓位
六、家庭附ボーイ	
ボーイ給料（食事及ビ宅附）	八十五圓内外
七、工業勞働者（八時間勞働）	
見習助手	一時間四拾錢内外（時間外倍增）
人夫或ハ職工	〃 七拾錢内外（ 〃 ）
監督給料	〃 百七拾圓内外
八、洗濯店給料（日曜察日休）	
日給制度婦人	
見習	五圓内外
男子月給	貳圓五拾錢位
	八拾五圓以上

C、次ニ生活程度關シ、亞國勞働局統計課ハ一九二八年度ニ於ケルブエノス・アイレス市居住勞働者ノ收入及ビ支出ニ關シ左ノ如ク發表セリ（金額概算）

月收	百四十五圓位
（二人ノ働キ手ヲ有スル四人家族標準）	
支出	百四十四圓位
御右ノ支出別ヲ示スト	
食料	七十四圓六十錢
住居	三十二圓七十錢
衣服其ノ他	三十六圓七十錢
個人金業	百四十四圓

說明。A、亞國憲法第二十條ハ亞國領土ニ於ケル外國人ノ權利ニ關シ左ノ如ク規定ス

(1) 第二十條

外國人ハ亞國領土內ニ於イテ不動產ヲ所有シ、購入シ其ハ之レヲ讓渡スルコトヲ得即チ亞國ハ外國人ノ土地所有權ニ關シテ本等主義ヲ採リ無條件ニテ內國人ト同樣ノ權利ヲ享有セシムルモノナリ

B、亞國憲法第十四條ハ國定住民ニ對シ左ノ如キ自由ヲ許ス

第十四條

亞國內ニ居住スル統テノ者ハ左ノ如キ自由ヲ有ス

1、航海ヲ行ヒ、貿易ニ從事スルコトヲ得

2、當局ニ各種ノ請願ヲ行フコトヲ得

3、亞亞國領土內ニ入リ、定住シ、通過シ又ハ茲ヨリ去ルコトヲ得

4、自個ノ財產ヲ使用シ又ハ之レヲ處理スルコトヲ得

5、有益ナル目的ヲ有スル組合ヲ組織スルコトヲ得

右ニ依リテ（及ビ前揭勞働移民ノ項第十四條ニ依リテ）亞國定住民ハ何人ト雖モ自由ニ各種ノ營業ニ就クコトヲ得ルナリ

C、鑛業法ニ於テモ適法ニ不動產ヲ取得シ得ル者ハ總テ鑛區ヲ取得シ所有スルコトヲ得ヘキヲ規定セリ

(2) 法人企業　可

A、組合又ハ法人會社等ノ土地所有、租借等ニ關スル法規上ノ制限ナシ

B、西國ノ土地ヲ次ノ八種類ニ分チ其ノ各々ノ價額ヲ示セバ体次ノ如シ（單位一エタタレア＝約一町ニ當ル）

土地ノ種類	賣買價額	借地料（一ケ年）
蔬菜園藝地帶	八百五十圓ー二千六百圓	七十圓ー百二十圓
果樹園藝 〃	六百八十圓ー二千六百圓	八圓五十錢ー二十圓
牧草牧畜業 〃	百三十圓ー三百四十圓	八圓五十錢ー二十圓
天然牧草牧畜業 〃	七十圓ー百七十圓	七圓ー二十圓
搾乳牧場 〃	二百六十圓ー千三百圓	十七圓ー四十圓
普通耕作 〃	百三十圓ー三百四十圓	八圓五十錢ー二十圓
交通不便牧畜用 〃	四十三圓ー八十五圓	四圓ー七圓
〃	八圓五十錢ー四十三圓	

備考

國籍及ビ歸化法

アルゼンチンニ於ケル外國人ノ國籍並ニ歸化ハ極メテ容易ニシテ「同國公民法」中左ノ二ケ條ニ依ル

第一條

父母ノ國籍如何ヲ問ハス凡ソ共和國内ニ生シタル者ハ亞國人トス、但シ共和國駐在外國公使又ハ公使館員ノ子ハ此ノ限リニ在ラズ

第二條

十八才以上ノ外國人ニシテ共和國内ニ二ケ年間居住シ聯邦裁判官ニ對シ亞國人タラントスル意思ヲ表示シタル場合ニハ歸化スルコトヲ得

アルセンチンノ貨幣及改鋳貨幣制度

金本位制ヲ採リ単位ハ金ペソ（　　）ニシテ重サ一・六一九二瓦ノ中一〇分ノ九ノ純金ヲ含有スベキモノトセリ。

金貨一八八一年十一月五日ノ貨幣法ハ五ペソ（ Argentino ）及二・五ペソノ金貨鋳造ヲ規定ス

而シテ實際ニ流通セテキルモノハ紙幣ペソ（ Peso Papel ）ニシテ一紙幣ペソハ約我八十五錢ニ相當シ金ペソニ對スル紙幣ペソ最低價ヲ法律ニ依リテ定メ一〇〇對四四トセリ

一貨幣表

本位貨幣	金貨ペソ	約一圓九十五錢（純分比價）
金貨	五ペソ	
	二、五ペソ	

鉄	五〇キログラム	
	一〇〇キログラム	
白銅貨	一〇キログラム	
	二〇キログラム	
	五〇キログラム	
銅貨	一キログラム	
	二キログラム	

◎一八八七年一月一日ヨリスペーム本邦ヘ為替関係的ニ十ツキレドモスペイン新貨ハ本邦ニ於テモ亦用ヒラレ貿易者ハ多クハ本邦ノ貨幣ヲ以テスペイン新貨ニ換ヘ

重量

一グラム	一キログラム	
二グラム	二キログラム	
五グラム	五キログラム	
一〇グラム	一〇キログラム	
二〇グラム	二〇キログラム	
一〇〇グラム	一〇〇キログラム	

長

一センチメートル	grano	一ヘンカン
一ミリメートル	adarme	一トカサヘ
一センチメートル	onza	一キカン
一デシメートル	libra	一ヨトキ
一メートル	arroba	一トロース
一デカメートル	quintal	一キカンセキ
一ヘクトメートル	tonelada	一ムキトカ

日本

一センチメートル	pulgada	一トキカネ
一メートル	pie	一シ　ト

ヒバ（ pipa ）……一ピパ半ニ相當ス

（ハ）面積

レグワ・クアドラダ（ legua cuadrada ）……一レグワ平方ニ相當ス

（ニ）容量

穀類包裝印チアルセンチン生産物ノ平均重量ノ如シ

羊毛ノ包	四二〇瓩	アルファルファノ包	五〇瓩
羊皮ノ包	四〇〇〃	牛脂ノバイプ	四〇〇〃
毛糸ノ包	四〇〇〃	牛脂ノ桶	一六〇〃
山羊ノ皮ノ包	三七〇〃	バター ノ桶	二五〇〃

ガロン（ galón ）……一ガロン半ニ相當ス

バリル（ barril ）……一バリル半ニ相當ス

ヒバ（ pipa ）……一ヒパ半ニ相當ス

（ハ）面積

レグワ・クアドラダ（ legua cuadrada ）……一レグワ平方ニ相當ス

（ニ）容量

クアルティラ（ cuartilla ）……一クアルティラニ相當ス

ファネガダ（ fanegada ）……一ファネガダニ相當ス

（ホ）重量

クアルタ（ cuarta ）……一クアルタニ相當ス

フラスコ（ frasco ）……一フラスコニ相當ス

バラ（ vara ）……一バラニ相當ス

レグワ（ legua ）……一レグワニ相當ス

皮革及羊皮用量益

乾燥皮革ノ一回ノ計量……三五リブラ

鹽漬皮革　〃　……六〇　〃

洗滌皮革　〃　……三〇　〃

第一次調査

パラグアイ

(イ)

パラグアイ共和國

(一)、パラグアイ國ニ於ケル入國狀況

(イ)制度上　可

一九〇三年發パ國移民法ハ「移民」ニ關シ左ノ如ク規定ス

第一條

本法實施上移民ト看做サルル者ハ國內ニ定着スル目的ヲ以テ初メテ當共和國內ニ到着シ而シテ外國ニ於ケル「パラグアイ」國領事官若ハ移民事務官ノ發給シタル證明書並適法ニ證明ヲ經タル有効ナル免狀若ハ修業證明ヲ以テ本人ノ操行善良ナルコト及其ノ農業者、工業者、專門家、機械工、教師、電氣工若ハ各部門ノ技師タルノ資格ヲ立證スル勞働ニ堪エル五十才未滿ノ總テノ外國人トスニ依リテ何人ト雖モパ國ニ對スル入國ハ自由ナルモ左ノ如キ制

限條項アリ

第十四條

領事館又ハ移民取扱事務所ハ如何ナル場合ニ於テモ黄色又ハ黒色人種ニ屬スル者、傳染病患者、乞食、遊食者若ハ「ジプシー」ニ對シ移民證明書若ハ移民乘船券ヲ發給スルコトヲ得ズ囚徒又ハ外國裁判所ニ於ケル刑事被告人ニ對シテモ亦同ジ

右ノ中黄色ノ種云々ノ規定ハ夫ノ理由ニ依リテ日本人ニハ適用ナキコトヲ明言セリ

[illegible]外務大臣ヨリ[illegible]アリー[illegible]公使ニ發セル書

大正十年八月三十日附パ國外務大臣ヨリ　チリー帝國公使ニ發セル書

[illegible]ノ大略

[illegible]グアイ國移民法第十四條中ニアル黄色人種……ノ字句ニ對シテ

[illegible]府ノ執レル見解ニ關スル昨日附貴官ノ趣正ニ承知仕候本大臣ハ

パ國政府ニ於テハ第十四條中ニアル「黄色」「種」ナル文句ハ一切日本

[illegible]臣民ニ對シテ適用アルモノトハ解釋シ居ラサル旨ヲ閣下ニ向ツテ

茲ニ確證致候也

(ロ)取扱上　可

右ニ依リテ本邦人ノ入國ハ特ラウ[illegible]ノ許可セラレタリ、入國移民ハ

上陸、宿泊、移住地輸送等種々ナル便宜ヲ政府ヨリ受クルコトヲ

得

第三條

自費ニテ來着スル總テノ移民ハ單獨者ニアリテハ少クモ金貨五十「ペソ」又戸主ニアリテハ家族中ノ成年者一名ニ付金貨三十「ペソ」宛ノ資本金ヲ現金ニテ所持スルトキハ左記ノ特典ヲ享受ス

第一　「ラープラタ」河又ハ「パラナ」河ノ一港ヨリ乘船シ來ル

為三等無賃乘船券ノ發給ヲ受ク但シ右　証券ハ乘船地　在「パラグアイ」國民民事務官若ハ領事官又ハ移民總務局ニ之ヲ請求スベシ

第二　移民ノ上陸及其ノ手荷物、什器其ノ他携帶スル勞働要具ノ陸揚ハ移民局ノ費用ヲ以テ之ヲ行ヒ且機械及起重機ヲ無料ニテ使用スルコトヲ得個人タルト私設會社タルトヲ問ハズ予メ移民局ノ許可ナクシテ移民ノ上陸及其ノ手荷物若ハ携帶品ノ陸揚ニ從事スルコトヲ得ズ右規定ノ違背者ハ第一次ニ於テハ移民一名ニ付金貨五十「ペソ」以下第二次ニ在リテハ其ノ倍額第三次以後遂次倍加スル罰金ヲ課セラルベク尚不正ナル上陸及陸揚ヲ行ヒタル船舟ノ船體及船具ハ該罰金納付ノ擔保タルベキモノトス

第三　移民ハ上陸後八日間ハ國費ヲ以テ宿泊並食事ヲ給與セラレ

該期間中又ハ旅行中病氣ニ罹リタルトキハ其ノ全費ニ至ル迄施療セラレ、右八日ノ期間經過後各移民ハ食費及宿泊費トシテ十才以上一日金貨四十「センターボ」同年齢以下二十「センターボ」、若ハ當日ノ公定相場ニ依リ通貨ニ換算シタル相當額ヲ支拂フベシ但シ官設植民地ニ入ラシムル場合國家ガ直接ニ契約セル移民ハ此ノ限ニ非ラサルモノトシ此等移民ハ其ノ目的地ニ到達スル迄宿泊及食事ヲ受クル權利ヲ有ス

第四　裝身具及被服、日用家具及什器、種子、一般機械類及工業若ハ農業用機具、道具類、其從事スベキ技術若ハ職業上ノ必要品純良種ノ動物及成年男子一名毎ニ獵銃一挺宛ハ此等物品ガ自家用ニシテ且各自ノ所有品タル限リハ行政部ノ定ムル價格ニ達スル迄無稅搬入ヲ許可ス

第五　移民ハ其ノ住居ヲ定メント欲スル共和國内ノ一地點迄囚費ヲ以テ輸送セラル但シ該地點ガ鐵道沿線若ハ河岸ニ位スルカ又ハ輸送ニ便利ナル場合ニ限ル

第六　移民ハ其ノ必要トスル報道並雇傭若ハ工作ニ關シ締結セント欲スル契約ニ關シテ無料ニテ移民局若ハ其ノ吏員ノ援助ヲ受クルモノトス

(ロ)、入國後ニ於ケル狀況

(イ)勞働移民　不可

勞働賃銀低キ爲メ勞働移民、特ニ都會勞働ハ不可ナリ

(ロ)個人企業　可

外國人ノ土地所有權及鑛業權ニ關スル法制ハ存セサルモ外國人ト雖モ內國人ト同樣ニ土地ヲ所有シ又ハ鑛山採掘ニ從事スルコトヲ得爲ヲ條

件ハ制度ヲ附セスシテ內外人平等主義ヲ採レルモノナリ

(ハ)法人企業　可

土地所有權等ニ關シテハ個人企業ト法人企業トノ間ニ區別ヲ設ケズ

土地價格ハ不明ナリ

附錄

國籍及歸化法

一八七〇年度發パ國憲法

第三章　公民權

第三十五條　左ニ擧クル各項ニ該當スル者ヲパ國公民トス

一、パ國領土ニ生レタル總テノ者

二、パ國人タル父親又ハ母親ノ子供ニシテパ國ニ定住スル者

三、議會ニ依リテ特ニ歸化權ヲ與ヘラレタル他國人

第三十六條　外國人ガパ國ニ於イテ歸化權ヲ享有スルニハ、二ケ年間連續シテパ國ニ存住シ、不動產ヲ所有スルカ、事業ニ投資スルカ、職業ニ從事スルカ又ハ產業技術ニ從事セハ可ナリ

若シパ國婦人ト結婚スル刃、同國ニ貢獻セシ場合ニハ前記期間ヲ短縮スルコトヲ得。

第一次調査

ウルグアイ

ウルグアイ共和國

(一) ウルグアイ國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上可

一八九〇年發布ウ國移民法令ハ「移民」ニ關シ左ノ如ク規定ス

第六條

本移民法實施上移民ト認ムルモノハ「ウルグアイ」河東共和國ニ住所ヲ定ムルノ意志ヲ以テ汽船又ハ帆船ニテ二等若ハ三等ノ乘船券ヲ携ヘ共和國ニ渡來スル正直ニシテ且勞働ニ堪ユル總テノ外見トス

右ニ依リテ外國移民ノ人口ハ何人ト雖モ可ナルモ之等ハ主トシテ歐洲移民ヲ對象トセルモノニシテ更ニ全法ニ依リテ左ノ如ク制限セラル

第二十六條

移民輸送船長ハ左ニ列記セル者ヲ移民トシテ二等若ハ三等切符ニテ共和國ニ向ケ乘船セシムルコトヲ得ズ

(A) 傳染病患者

(B) 乞食

(C) 器官ノ故障又ハ肉体上ノ缺陥ニ依リ絶對的ニ勞働不能ノ者

(D) 六十歳以上ノ者

但シ第三及第四ノ除外ニ關シテハ少クモ勞働可能者四名ヨリ成ル移民ノ家族員タル勞働不能者若ハ年齢六十臺ノ者ヲ乘船セシムルコトヲ船長ニ對シテ之ヲ許可ス

第二十七條

共和國内ニ於テハ亞細亞及阿弗利加移民並普通「シンガロス」若ハ「ボエミオス」ノ名稱ヲ以テ知ラレタル移民モ等シク之ヲ禁止ス

(註。「シンガロス」及「ボエミオス」ハ共ニ浮浪生活ヲ送ル(ジプシー)ノ徒ヲ云フ)

第二十八條

前記二條ニ違反スルトキハ不正乘船者一名毎ニ百「ペソ」ノ罰金ニ處セラルベク尚船長ニ該不正乘船者ヲ送還スルノ費用ヲ負ハシムルコトヲ得

右ニ依リテ亞細亞人ノ入國ハ全ク禁止セラレ居リシモ、其後一九一五年發ノ右規則ニ依リ愛蘭新如ク改正セラレタリ

移民(勞働法ニ關スル新規則

第三條

拒絶スベキ移民左ノ如シ

(A) 癩病、「トラホーム」、顕著ナル結核病患者

(B) 有ラユル程度ノ發狂者

(C) 乞食

(D) 器官ノ故障又ハ肉体上ノ缺陥ニ依リ勞働ニ堪ヘザル者

(E) 「シンガロ」人

(F) 移民官憲ノ判斷ニ依リ其ノ拒絶ヲ適當ト認ムル亜細亜人及阿弗利加人

(G) 移民奬勵法ニ違反シテ乘船シタルニ非ザルコトヲ立證スベキ旅券若ハ書類ヲ所有セザル者此等立證書類ハ移民奬勵法第九條ニ謂フ所ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(H) 六十歳以上ノ者

(I) 巡行的ニ若ハ一時的裝置ヲ以テ或ハ職業、技術若ハ產業ヲ營ム者ニシテ其ノ營業ガ住民ノ爲ニ有害ナルカ若ハ衞生不行屆ナル爲移民局ノ意見ニ依リシヲ拒絶スルヲ適當ト思考スル者

移民局ハ共和國内ノ何レカノ地點ニ此等巡行者ノ存在セルコトヲ知リタルトキハ仝局ガ定ムル深慮的期間内ニ彼等ヲシテ國外ニ離退セシムル爲當該縣警察ノ援助ヲ求ムルコトヲ要ス

右ニ依リテ白國ニ對スル亜細亜移民ノ入國ハ多少緩和セラレタルモ大体ニ於テ所謂勞働移民トシテノ本邦人ノ入國ハ困難ナルヲ免カレズ

(四) 取扱上可

本移民法ニ依リテ本邦人ノ入國ハ許可セラレ、入國移民及仝家族ハ上陸、宿泊、勞働紹介等各種ノ便宜ヲ政府ヨリ受クルコトヲ得即チ入國規則ニヨレバ

第七條

各移民ハ河東國領土ニ入ルニ當リ左記ノ恩惠ヲ享受スベシ

一、使用裝身具、衣服、自家用家具、農業用機具並職業用道具及必要品ノ無稅輸入

二、携帶手荷物ト共ニ無料上陸

三、彼等ノ選擇スル勞働ニ適當ニ就業シ得ラルルヤウ無料周旋

旅費前借ノ移民ハ尙左記ノ權利ヲ有ス

一、其ノ到着後最初ノ八日間ノ無料宿泊及給養

二、國內ニ於テ住所ヲ定メント欲スル地點迄テノ携帶手荷物ト共ニ無料移送

最後ニ掲ゲタル此等ノ恩惠ハ適當ト認ムル時ハ自費渡航移民ニ對シテモ行政部之ヲ付與スルコトヲ得

第八條

前條ノ規定ハ適用シ得ラルル限リ移民家族ノ全員ニ之ヲ及スモノトス

(一) 入國後ニ於ケル狀況

(イ) 勞働移民　不可

生活程度、勞働賃銀等ノ點ヨリ見テ勞働、特ニ都會勞働ハ不可ナリ

(ロ) 個人企業　可

ウ國ニ於テハ外國人ノ土地所有權及鑛業權ニ關スル法制存セザルモ外國人ヲシテ內國人ト全樣ニ是等ノ權利ヲ享有セシム、卽チ條件又ハ制限ヲ附キズシテ內外人平等主義ヲ採ルモノナリ

尙ウ國民法ニ左ノ如キ條項アリ

第五條

共和國內ニ於ケル不動產ハ例ヘ其ノ所有主ガ外國人ニシテ共和國內ニ在住セザルト雖モウルグアイ國法ノ支配ヲ受ク

右ノ規定ハ又共和國內ニ於テ恒久的ノ地位ヲ有スル動產ニモ適用スルモノトス

第二十二條

(2) 法人企業　可

土地所有權等ニ關シテハ個人企業ト法人企業トノ間ニ區別ナシ、土地價額ハ不明ナリ。

備考　國籍及歸化法

ウルグアイ國憲法第一章ハ國籍及歸化ニ關シテ左ノ如ク規定ス

第七條

ウ國內ニ於テ生レタル自由人ハ其ノ場所ノ如何ヲ不問總テウ國人トス

第八條

左ニ擧グル者ハ歸化スルコトヲ得

(A) ウ國人ノ兩親タル外國人ニシテ本法制定以前國內ニ定住セシ者

(B) ウ國ニ於テ生レタル者ヲ父又ハ母ニ持ツ外國生レノ兒童ガウ國ニ定住スルトキ

(C) 小兒ヲ有セザルカ又ハ外國人タル小兒ヲ有スル外國人ニシテウ國婦人ト結婚シ學問、技藝、產業ニ從事スルカ、事業ニ投資スルカ又ハ不動產ヲ有シ、且本法施行當時ウ國ニ定住セル者

(D) 外國婦人ト結婚シ、前項資格ノ中其ノ若干ヲ有スル外國人ニシテ三

ヶ年間ウ國内ニ定住セシ者

(四) 前項資格ノ中其ノ若干ヲ有スル未婚ノ外國人ニシテ四ヶ年間ウ國中ニ定住セシ者

第一次調査

ブラジル

ブラジル共和國

(一) 全國ニ於ケル入國狀況

(イ) 制度上　可

法律上左ノ一ニ該當スル者以外入國ニ關シ何等ノ制限ナシ

他國ニ於ケル外國人入國取締法要點

(一) 入國ヲ拒絕セラルベキ者

(イ) 他國ヨリ追放セラレタル者

(ロ) 他國警察官憲カ社會ノ秩序ニ[redacted]危險アリト認メタル者

(ハ) 宗教並ニ政治結社ヲ設立スル目的ヲ以テ暴行ノ煽動ヲ爲シタル者

(二) 社會ノ秩序又ハ公安ニ害アリト認メラレタル者

(ホ) 殺人、竊盜、强盜、破產、詐僞、密輸入、賍物故買、貨幣僞造又ハ醜

業媒介ノ罪ニ因リ刑ノ宣告ヲ受ケ他國ヨリ逃亡シ來レル者

(ハ)伯國裁判官ヨリ前號記載ノ罪ニ因リ刑ノ宣告ヲ受ケタル者

(ト)不具者、盲目者、癲癇者、乞食、不治ノ疾患者又ハ傳染病性重患者

(チ)醜業ノ目的ヲ以テ渡來スル婦女

(リ)六十歳以上ノ者

但シ不具者、盲目者、癲癇者、乞食、不治ノ疾患者及六十歳以上ノ者ニ付テハ

(A)自己ノ生計ヲ支持スルニ足ルヘキ收入アルコトヲ證シ得ル者又ハ

(B)伯國警察官憲ノ面前ニ於テ署名シタル保證書ニヨリ其全責任ヲ負フヘキ親戚其他ノ引受者ヲ有スル者ニ對シテハ入國ヲ許可セラル

(二)入國ヲ拒絶セラルベキ者ノ中(イ)乃至(ハ)ニ該當スル者ハ其該當者ナルコトノ立證セラレタルトキハ入國五年以内ノ場合ハ國外ニ追放セラル但シ引續キ五年以上伯國内ニ居住スル者ハ追放セラルルコトナシ

同當分ノ間舊教以外ノ本邦各派宗教及神敎等カ布教傳導又ハ在留民慰問等ノ目的ヲ以テ伯國ニ渡航スルコトハ見合ハスヲ可トス

(四)取扱上可

移民會社、植民企業會社及組合等ニヨル契約移民其他再渡航、呼寄、單獨渡航等モ特定ノ伯國側ノ希望的比率等アル以外何等差支ナキモ、目下ノ處家族移民、夫婦移民ヲ伯國側ハ希望セリ家族移民ト稱スルハ五十歳以下ノ夫婦ヲ中心トシ十二歳以上五十歳未滿ノモノ一人以上ヲ加ヒタル家族ヲ稱シ夫婦移民ハ五十歳未滿十二歳以上ノ夫婦ノ外ハ此ニ五十歳以上十一歳以

下ノ血縁者ヲ加ヒタル者ヲ云フ。

所謂家族移民ヲ基本的構成員ト称スル血縁的関係トハ目下大体左ノ血縁関係ノモノヲ称ス

(一)両父母、継父母、養父母、継父母

(二)両子女、養子女、継子女及各其配偶者

但シ養子女ハ年齢十五歳以上ノ者ハ入籍後一年以上ヲ経過セシコトヲ要ス

(三)兄弟姉妹及各其配偶者

(四)伯叔父母

(五)従兄弟姉妹及其子女

(六)甥姪及其子女

(七)再従兄弟姉妹

但シ移住組合員ニ有リテハ使用人一人ヲ基本家族構成員ト認ムルナリ

(二)入国後ニ於ケル状況

(イ)労働移民　可

日本移民ヲ歓迎シ、家族移民ハ特ニ好都合ニテ生活上余裕アリ、年々多少ノ貯金スラモ爲スヲ得ベク数年ノ後ニハ土地ヲ購入シ独立農トナル者多ク伯国大珈琲園主ヨリノ労働者ヲ要求取モ年々二万人以上ヲ算スルノ情勢ニアリ

(ロ)個人企業　可

個人、法人ノ區別ナク憲法第七十二條、民法第三條及法例第十六條ニ依リ土地所有權ヲ享有シ経営及管理ニ何等ノ支障ナシ

(ハ) 法人企業　　可

組合、株式會社ノ設立モ何等法律上支障ナキノミナラズ伯國政府ニ於テ大ニ歓迎シツツアルノ情勢ナリ、現ニ有數ナル我國ノ組合及株式會社アリテ種々政府ヨリ好條件ノ下ニ事業ヲ進展セシメツツアル狀況ナリ

◎法人所得稅ー法人ハ所得ノ理由ヲ問ハズ總所得ニツキ累進稅ノ支拂ヲ要ス

(イ) 株式會社ヲ含ミ如何ナル商事及工業社團モ其目的ノ如何ニヨラズ稅率ハ百分ノ六トス

(ロ) 慈善事業、學術、体育等公共ノ目的ヲ有セザル民事社團ハ稅率百分ノ三トス

所得稅累進稅率大凡次ノ如シ

所得額	稅率
一年六コントス迄（約千五百圓）	免稅
六コントスー十コントス迄	(四、五稅)
十コントスー二十コントス迄	一、〇%
二十コントスー三十コントス迄	二、〇%
三十コントスー五十コントス迄	三、〇%
五十コントスー百コントス迄	四、〇%
百コントスー百五十コントス迄	五、〇%
百五十コントスー二百コントス迄	六、〇%
二百コントスー二百五十コントス迄	七、〇%
二百五十コントスー三百コントス迄	八、〇%

三百コントス―三百五十コントス迄　九、〇%

三百五十コントス以上　一〇、〇%

◎農業、鑛業、工業、其他業等有望ナリトヤラレ日本人會社、組合等活躍シツツアリ

◎關　稅

ブラジルノ關稅ハ甚タ復雜ニシテ尙重稅ヲ課スル狀態ニアリ、共和國聯邦政府ハ輸入稅ヲ其財源トナシ、輸出稅ハ各州政府ノ財源トナセリ其大要ヲ概說スルニ關稅表（ TARIFA PRATICA DAS ALFANDEGAS ）アリテ各品目ニツキ詳細ヲ規定スルモ其稅率ノ算定ハ素人ノ解シ得ザルモノナルノミナラズ、輸稅官吏モ又半官半民ノ如キデスパシヤンテ

A　DESPACHANTE　關稅稅率算定及荷物取扱業務代理人ナル特種

ノ業務者アリテ、本業務者ノ算定シタル稅率ヲ支拂フニ有ラザレバ稅關吏ハ受付ケザルノ狀況ナリ、故ニ輸出入業者ハ一律ニ本業務代理人ニ依賴シテ一定ノ手數料ヲ支拂フモノトス

今左ニ稅種ノ大要ヲ述フヘシ

(一)稅金ノ中三割五分―六割ハ金貨ヲ以テ支拂フカ又ハ其價ニ換算シタル紙幣貨ヲ以テス、此割合ハ種目ニヨリ規定スルモ大体ニ於テ內國ニ產スル商品ハ六割然ラザルモノハ三割五分トシ產業保護ヲ立前トス

(二)倉庫料―一キロノ公定價ノ五割―六割ヲ普通トス

(三)監視稅―一箱ノ重量ヲ六〇基ト見做シ一箱每ニ二百レースヲ警察稅トシテ支拂ヘシ、メ其超過量十分ノ一每ニ百レーストナス

(四)稅關改良稅―公定價ノ二分ヲ金貨ニテ納付セシム

(ロ)統計表ハ第一編十ページ

(ハ)内鑑定料ハ税目ヲ定ムルニ困難ナルトキ又ハ総價何割ナルカヲ鑑定スル際ニ納附ス

(ホ)消費税ハ消費税ヲ課ス可キモノニ印紙ヲ貼付シテ直接課税法ヲトル

注意ハ伯國税官吏ハ記入日録ニ多少不備アリテモ直ニ二倍ノ罰金ヲ課ス、又税關吏ハ之ヲ發見セバ賞與ヲ受クルガ故ニ嚴格ニ之ヲ實行ス

以上ノ理由ニヨリ日伯交親二十數年ニ到リ邦人十万ニ近カラントシ郵船、商船ノ毎月二回ノ直行航路アルニ係ハラズ其貿易額ニ於テハ今尚悲觀ス可キ情態ニアルハ此關係ノ高キト手續ノ甚タ複雜ナルニヨル

日伯貿易入額

帝國年鑑

(單位千圓)

	日本ヨリ輸出額	輸入額
大正十四年	一、五八二	六九
昭和元年	一、五九七	一五二
〃 二年	一、二五一	二九四
〃 三年	一、九八二	二三九

帰化

錄

帰化及國籍法

一九〇八年十一月二十六日法律第二〇〇四號ニ依リ

(一)帰化權ナキ者

國内及國外ニ於テ竊盜、强盜、破産、偽證、密輸入、詐欺取財、貨幣偽造、姦淫等ノ犯罪ニ關シ刑事破告トナリタル者又ハ刑ノ宣告ヲ受ケ又ハ刑ニ處セラレタル外國人ハ帰化スルコトヲ許サズ

(二)歸化條件（歸化法施行條例第四條第五條）

(イ)法律上青年ニ達スルコト

(ロ)二ヶ年以上伯國ニ居住スルコト

(ハ)本條件ヲ免除セラルヲ者左ノ如シ

一、伯國婦人ト婚姻セル外國人

二、伯國内ニ不動產ヲ所有スル外國人

三、伯國内ニ於ケル製造所ノ業務ニ參加セルカ又ハ伯國ノ爲メニ有益ナル產業ヲ發明シ若クハ之ヲ輸入創設シタル外國人

四、產業ニ關シ顯著ナル才能、學識又ハ熱線ヲ有スル外國人

五、歸化外國人ノ子ニシテ父ノ歸化前外國ニ生レタル者

(ニ)德義上及民法上素行ノ善良ナルコト

歸化ノ手續ハ一九〇八年十一月二十六日布告第二〇〇四號ヲ以テ公示セラレ歸化願ハ出願者ノ居住スル聯邦區又ハ州ノ警察署長又ハ之ト同等ノ權限アル官吏ノ報告或ハ陳述ヲ要シ（第二條）司法大臣歸化證書ヲ下附シ之ニ署名アルヲ要ス、歸化ヲ明タル外國人ハ大統領、上院議員、下院議員ノ選擧權及被選擧權ニ多少ノ條件アル以外ニ伯國人ト私權ノ享有同等ナリ

ブラジルノ貨幣及度量衡表

(一)貨幣

貨幣ノ單位　レアル（REAL）　複數ノ時レース（REIS）

紙幣ノ種類　一ミルレース　二ミルレース　五ミルレース

十ミルレース　二十ミルレース　五十ミルレース

百ミルレース　二百ミルレース　五百ミルレース

一コント

金貨　五ミルレース　十ミルレース　二十ミルレース

銀貨　五百レース　一ミルレース　二ミルレース

輕銀金錫金貨　五百レース　一ミルレース

白銅貨　五十レース　百レース　二百レース

四百レース

銅貨　二十レース　四十レース

註、實際上金貨及銅貨ハ殆ンド通用シナ居ラヌ。

爲替ノ變動ニヨリ多少ノ差異有ルモ大體日本ノ貨幣トノ比較ハ左ノ如クデアル

伯國貨幣單位名

	伯國貨幣相當額	日本貨幣相當額（約）
一ビンテン（VINTEEN）	二〇レース	五厘
一トスタウン（TOSTAO）	五ビンテンス	二錢五厘
一ミルレース（MILLREIS）（ミルレース）	一〇トスタウンエス 五〇ビンテンス 千レース	二五錢
一コント（CONTO）	千ミルレース	二五〇圓

(二) 度量衡

一エ	長	伯國重量單位名	伯國重量相當量	メートル法重量相當量（概）
		一グラン（粒）		〇、〇五九八五
一オイタヴ		一二グラン		三、五八六 〃

一五三厘三毛

九分五厘六毛

一オンサ（瓩）　八、オイタブ　二八、六九一　〃　七、六五匁

一マルコ　八、オンサ　二二九、五二五　〃　六一、二四匁

一リブラ（斤）　二、マルコ　〇、四五九キログラム　一二二、四匁

一アルローバ（釣）三二、リブラ　一四、六八九　〃　三、九一七貫

（普通一五キロトシテ用ユ）

一キンタール（擔）　四、アルローバ　五八、七八五　〃　一五、六七六貫

一トネラダ（噸）　一三、キンタール　七九三、二二八　〃　二一一、五三

二尺度

伯國尺度量重量相當量

伯國尺度量名		メートル法尺度相當量（約）	
ポンド（點）		〇、一九一ミリ	〇分〇六三
リンニヤ（線）	一二、ポンド	〇、二二八センチ	〇分七五二
ポレガダ（寸）	一二、リンニヤ	二、七五 〃	九分七五
バルモ（掌）	八、ポレガダ	二二、〇〇 〃	七寸二六
ペー（尺）	一二、ポレガダ又ハ五バルモ	三三、〇〇 〃	一尺八九
ジヤルダ（碼）		九一、〇〇 〃	三尺〇〇
パソ（歩）	五、ペー又ハ五バルモ	一、六五メートル	五尺四四五
トルサ（間）	六、ペー	一、九八 〃	六尺五三四
ヴラ（半尋）	五、バルモ	一、一一一 〃	三尺六六六
ブラサ（尋）	一〇、バルモ又ハヴラ	二、二一九 〃	七尺三二二

三距離

伯國距離單位名　メートル法距離　日本距離相當量（約）

ミリヤ（哩）	キロメートル一、九五五	一七町五五間一尺五寸

四地製

伯國地製

	平方尋（洋坪）	メートル法地積 アール	日本地積（約）
ブラサ、クワドラダ	〇、〇四八四	一〇、八九〇	一反二九歩四合
プラト。デ。テトラ		一九、三六	一反九畝二六歩
ジエオラ		三七、二二	三反七畝一二歩
クワルタ。デ。テトラ		四三、五六	四反三畝二四歩
ルレフア		二、四二五千洋坪	二町四反八畝二五歩
アルケール（サンパウロ バラナ等）		二七、二二五方米（うすくぼ）	二町七反四畝一五歩
アルケール（リオ）		四、八四（一萬洋坪）	四町九反七畝二〇歩
アルケール（リオ地 ジエオメトリコ理積）			

アルケール（ミナス ジエラエスエスピリトサントリオ）等　四、八四（一萬洋坪）四町九反七畝二〇歩

レグア、クワドラダ（平方里）　四、三五六、〇〇（七百万洋坪）四三九二町三反一町二五歩

エクタール

二般　量

伯國穀量單位名伯國穀量相當量　メートル法穀量　日本穀量

セラミーン	一立一四	六合三
クワルタ　八セラミーン	九立〇七	五升〇二
アルケール　四クワルタ	三六立二七	二斗〇一
フアンガ　四アルケール	一四五立〇八	八斗〇四
モイオ　六〇アルケール	二、一七六立二〇	一石（二）〇六三

同別法

アルケール	四〇立	二斗二一
アルケール（珈琲用）	五〇立	二斗七七
アルケー	八〇立	四斗四三
アルケール	一〇〇立	五斗五四
アルケール	一二八立	七斗九五

註、同ジアルケールデモバイヤ州ハ四クワルタ即チ佛量三六立二七デアル。

リオ、デ、ジヤネイロ、パラナー、サンタカタリナ、リオ、グランデ、ド、スールノ諸州ハ四〇立デアル。

サン、パウロ州ハ四〇立、五〇立、八〇立ノ三法ガアリ。ゴイス州ハ四〇立、一〇〇立、一二八立ノ三法ヲ用フルト云フ様デ複雑デアル。

穀物其他農産物

穀物其他農産物ハ容量ノミニヨラズ重量ヲ用フルモノ又産地及種類ニヨリ其量ノ一定シナイカラ単ニ一袋ト稱シテモ産地、種類送先其他ニヨル不同ノ事ガアル。一例セバ珈琲一袋ハ六〇キロ入デアルガ外國ニ輸出スル砂糖ハ産地及送先ニヨリ五〇キロ入、六〇キロ入、七五キロ入ノ三通リカアル。又棉花ハ八〇キロ、米ハ六〇キロ、麥ハ大凡八九キロト云フ有様デソレゾレ實際ニツキ其地方ニ就テ了解ヲ要スルモノデアル。

液量		
伯國液量單位名	伯國液量相當量	メートル法液量
タワルテイーリヨ		日本液量（約）
又ハカラフア（瓶		〇立六六五 三合六

カナダ又ハ
メデイダ　四、金ヲ以テイーリヨ　二立六六二　一升四七
又ハガラフア

アルムーデ　一二、カナダ　三一立九四四　一斗七七

ビ　バ（棟）　一五、アルムーデ又ハ　四七九立一六　二石六五六
一八〇、カナダ

トネル（大棟）　二、ビ　バ　九五八立三二　五石三一二